

第6次新潟県

犯罪のない安全で安心なまちづくり

推進計画

令和7年3月



新潟県

目次

第1章 推進計画の基本的事項	1
1 計画策定の趣旨及び改定	1
2 計画の位置付け	1
3 県民意見の反映等	1
4 計画の期間	1
5 これまでの改定状況	1
第2章 新潟県における犯罪の現状と県民意識	2
1 犯罪の現状	2
(1) 刑法犯の認知・検挙状況	2
(2) 刑法犯の罪種別の状況	2
(3) 重要犯罪の認知件数	3
(4) 地域別の発生状況（犯罪率）	4
(5) 少年の検挙状況	5
2 窃盗被害の状況	6
(1) 窃盗犯の認知件数	6
(2) 窃盗犯の内訳	6
(3) 窃盗被害の無施錠率	7
3 特殊詐欺等の状況	8
(1) 特殊詐欺被害の状況	8
(2) 主な手口別被害の状況	8
(3) SNS 型投資詐欺と SNS 型ロマンス詐欺の被害状況	9
4 犯罪の発生場所	10
(1) 場所別の発生状況	10
(2) 侵入盗の発生場所	10
(3) 自転車盗の発生場所	11
(4) 車上ねらいの発生場所	11
5 各種被害の状況	12
(1) こども	12
(2) 女性	14
(3) 高齢者	15
6 県民意識	16
(1) 新潟県の治安に関する印象	16
(2) 身近な犯罪に対する不安感	16
第3章 犯罪のない安全で安心なまちづくり推進の基本方向	17
1 県民の防犯意識の向上	17
2 地域防犯力の向上	17
3 地域防犯活動を支える人材の育成	18
4 こどもを犯罪に関わらせないための取組の推進	18
5 防犯上配慮を要する者の安全確保	19
6 犯罪防止に配慮した環境づくり	19
7 犯罪被害者等に対する支援の促進	20
第4章 推進計画の基本目標と重点的な数値目標	21
1 基本目標	21
2 数値目標	21

第5章 計画の施策体系	23
1 県民の防犯意識の向上	24
1 犯罪被害防止に向けた意識啓発	24
2 犯罪情報等の発信	26
2 地域防犯力の向上	27
1 防犯ネットワークの整備と活用促進	27
2 推進体制の整備	28
3 地域の特性を考慮した防犯対策	29
4 事業者との連携	29
5 自主防犯活動の活性化	30
3 地域防犯活動を支える人材の育成	32
1 防犯リーダーの育成	32
2 地域における見守りの担い手の育成	32
3 防犯責任者の育成	32
4 学生防犯ボランティアへの参加促進	32
4 こどもを犯罪に関わらせないための取組の推進	33
1 こどもの健全育成のための啓発教育活動の充実	33
2 非行防止・いじめ防止対策の推進	34
5 防犯上配慮を要する者の安全確保	36
1 学校・通学路等におけるこどもの安全確保	36
2 こどもと女性の安全対策の推進	37
3 高齢者と障害者の安全対策の推進	38
4 特殊詐欺被害防止対策	39
6 犯罪防止に配慮した環境づくり	41
1 公共空間における防犯性の向上	41
2 住宅の防犯性の向上	42
3 繁華街対策の充実	43
4 自治体の「都市計画」への反映	43
5 サイバー空間の安全・安心の確保	44
6 鍵かけ防犯対策	44
7 犯罪被害者等に対する支援の促進	46
1 犯罪被害者等への支援等	46
2 犯罪被害者等の支援を行う団体との連携	47

参考資料	49
○ 新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進会議設置要綱	51
○ 新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会規約	53
○ 新潟県安全・安心なまちづくり庁内推進本部設置要綱	56
○ 新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例	59
○ 新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例施行規則	65
○ 学校等における子どもの安全確保のための指針	66
○ 通学路等における子どもの安全確保のための指針	69
○ 道路等の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針	72
○ 住宅の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針	75
○ 防犯カメラの設置及び利用に関する指針	82
○ 民間の防犯カメラの設置及び利用に関する留意事項	85

第1章 推進計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨及び改定

県民に身近な日常生活に関わる犯罪被害が多発し、県民の治安に対する不安が高まったことから、犯罪の未然防止を図るためには、警察力の強化のみでは一定の限界があり、「自らの安全は自ら守る」、「地域の安全は地域自ら守る」との意識で地域、住民、事業者、県及び市町村等行政（以下「行政」という。）、警察などが一体となって、安全・安心な地域社会の実現に向けて取り組んで行く必要があります。

県では、この拠り所として新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例（以下「条例」という。）を平成17年7月に制定しました。

この条例は、「犯罪のない安全で安心なまちづくり」の基本理念を定め、県、県民及び事業者等の責務、役割分担等を明らかにし、県が施策を総合的かつ計画的に推進するための推進体制の整備や推進計画の策定など基本的な事項を定めるとともに、犯罪を未然に防止する環境を整備するための必要な事項を定めたものです。

犯罪のない安全で安心なまちづくり推進計画は、この条例に基づき、犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する具体的な施策を総合的かつ計画的に展開するためのものであり、平成18年3月の策定後、平成18年度から安全で安心なまちづくりに関する施策の総合的な展開を進めてきました。

このたび、計画期間（令和3年度から令和6年度）の満了により、現在の犯罪情勢や社会情勢の変化、これまでの取組の成果や課題を考え合わせて、推進計画を改定するものです。

2 計画の位置付け

条例第10条に規定する推進計画であり、施策の方向性について、以下の内容について定めるものです。

- (1) 総合的に実施するべき「犯罪のない安全で安心なまちづくり」の推進に関する施策の大綱
- (2) 「犯罪のない安全で安心なまちづくり」の推進に関する施策を計画的に実施するために必要な目標指標
- (3) 「犯罪のない安全で安心なまちづくり」の推進に関する施策を計画的かつ体系的に実施するために必要な事項

なお、関連する他の計画との整合性を図った上で策定します。

3 県民意見の反映等

この計画は、本県の犯罪情勢や令和3年度から令和6年度までの推進計画に基づく取組の成果等と考え合わせて、新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進会議、パブリックコメント等において、意見を聴いた上で策定したものです。

施策の進捗状況については、公表するとともに、県民等が評価を行うための措置を取ることであり、推進会議において進捗状況の検討・評価が行われています。

4 計画の期間

計画期間は、令和7年度から令和10年度までの4年間とします。

5 これまでの改定状況

- | | |
|---------|--------------------|
| 第1次推進計画 | 平成18年度～平成20年度（3年間） |
| 第2次推進計画 | 平成21年度～平成24年度（4年間） |
| 第3次推進計画 | 平成25年度～平成28年度（4年間） |
| 第4次推進計画 | 平成29年度～令和2年度（4年間） |
| 第5次推進計画 | 令和3年度～令和6年度（4年間） |

第2章 新潟県における犯罪の現状と県民意識

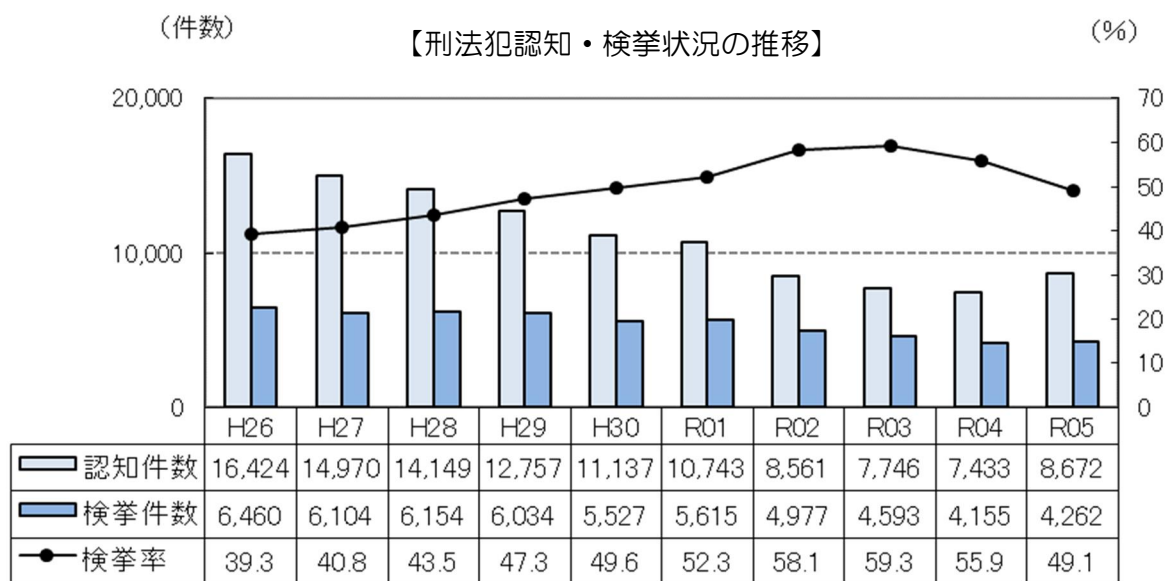
1 犯罪の現状

(1) 刑法犯の認知・検挙状況

刑法犯認知件数は、戦後最多を記録した平成14年の35,947件をピークに平成15年から減少に転じ、令和4年まで20年連続で減少していました。

しかし、令和5年は8,672件で、21年振りの増加に転じました。

検挙件数を認知件数で割った数値である検挙率は、平成26年は40%を割り込みましたが、令和5年は49.1%となっています。



(資料／新潟県警察統計資料に基づき作成)

(2) 刑法犯の罪種別の状況

刑法犯認知件数全体の約7割は、窃盗犯（万引き、自転車盗、侵入盗等）が占めており、第5次計画期間中も同様に推移しています。

令和2年と比較して、令和5年は知能犯と風俗犯が特に大きく増加しています。

【罪種別認知件数の推移】 (単位:件)

	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05
凶悪犯	90	64	58	57	75	76	60	42	42	62
粗暴犯	1,142	1,126	1,025	985	950	903	788	732	672	816
窃盗犯	11,301	10,400	9,906	8,794	7,625	7,344	5,601	5,136	4,800	5,779
知能犯	749	692	673	639	560	475	540	460	623	662
風俗犯	115	144	147	107	97	133	92	82	92	132
その他	3,027	2,544	2,340	2,175	1,830	1,812	1,480	1,294	1,204	1,221
合 計	16,424	14,970	14,149	12,757	11,137	10,743	8,561	7,746	7,433	8,672

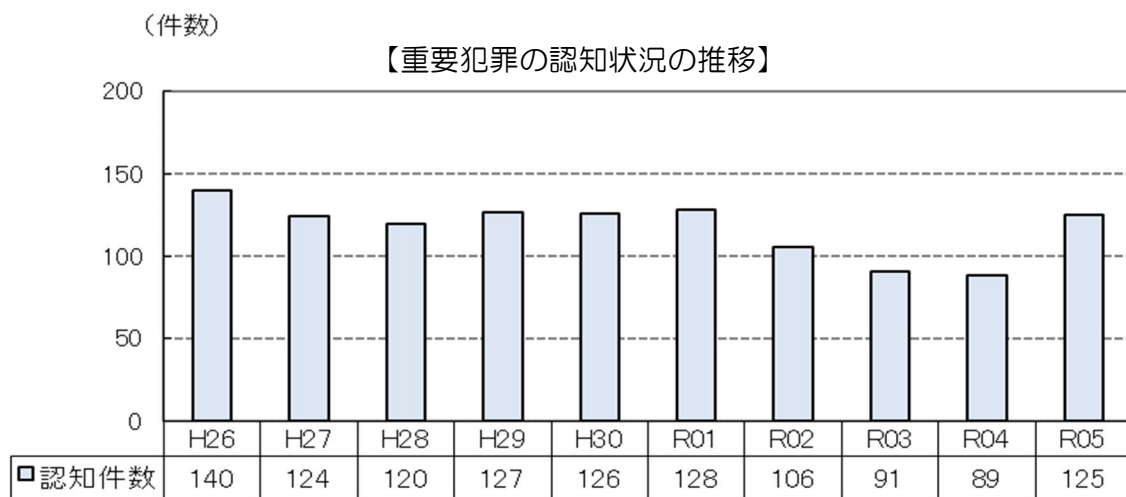
(資料／新潟県警察統計資料に基づき作成)

(注) 凶悪犯／殺人、強盗、放火、不同意性交等 粗暴犯／暴行、傷害、脅迫、恐喝等
 知能犯／詐欺、横領等 風俗犯／不同意わいせつ、公然わいせつ、賭博
 その他／器物損壊、占有離脱物横領等

(3) 重要犯罪¹⁾の認知件数

重要犯罪の認知件数は、刑法犯の認知件数の減少に伴い、令和3年から100件を下回っていましたが、令和5年に120件台となりました。

また、令和5年の法改正により、不同意性交等、不同意わいせつの認知が前年から大きく増加しています。



(資料／新潟県警察統計資料に基づき作成)

【重要犯罪の認知件数の内訳】

(単位:件)

	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05
殺人	17	14	10	11	17	15	14	7	6	10
強盗	36	18	14	15	17	11	11	10	5	8
不同意性交等	11	10	14	13	20	17	21	17	13	30
不同意わいせつ	46	58	60	67	48	49	40	43	43	58
放火	26	22	20	18	21	33	14	8	18	14
略取誘拐・人身売買	4	2	2	3	3	3	6	6	4	5

(資料／新潟県警察統計資料に基づき作成)

(注) 令和5年7月から、「強制性交罪等」は「不同意性交等罪」に、「強制わいせつ罪」は、「不同意わいせつ罪」に改正。

年齢による制限の変化や、暴行や脅迫以外の事例も処罰対象となる等内容が改正された。

用語解説

1) 重要犯罪：

殺人、強盗、不同意性交等、不同意わいせつ、放火、略取誘拐・人身売買。

(4) 地域別の発生状況（犯罪率）

地域別の発生状況では、新潟市が県全体の約45%を占めています。

犯罪率（人口1,000当たりの刑法犯認知件数）でみると、令和2年と比較して、令和5年に増加に転じた市町村は14市町村となっています。

【市町村別の犯罪率】

市町村名	令和2年			令和5年			犯罪率の 増減率 (令和2年－ 令和5年)
	人口 (人)	認知件数 (件)	犯罪率 (件)	人口 (人)	認知件数 (件)	犯罪率 (件)	
県 計	2,201,272	8,561	3.9	2,126,276	8,672	4.1	0.2
新 潟 市	789,275	3,638	4.6	772,388	3,979	5.2	0.6
長 岡 市	266,936	929	3.5	258,777	891	3.4	-0.1
三 条 市	94,462	342	3.6	91,229	396	4.3	0.7
柏 崎 市	81,526	282	3.5	77,303	220	2.8	-0.7
新 発 田 市	94,927	395	4.2	91,611	379	4.1	-0.1
小 千 谷 市	34,096	104	3.1	32,700	72	2.2	-0.9
加 茂 市	25,441	88	3.5	23,852	106	4.4	0.9
十 日 町 市	49,820	187	3.8	46,914	108	2.3	-1.5
見 附 市	39,237	138	3.5	37,995	102	2.7	-0.8
村 上 市	57,418	121	2.1	53,957	150	2.8	0.7
燕 市	77,201	260	3.4	75,188	236	3.1	-0.3
糸 魚 川 市	40,765	131	3.2	38,326	148	3.9	0.7
妙 高 市	30,383	139	4.6	28,779	110	3.8	-0.8
五 泉 市	47,625	134	2.8	45,263	144	3.2	0.4
上 越 市	188,047	670	3.6	181,809	731	4.0	0.4
阿 賀 野 市	40,696	117	2.9	39,207	92	2.3	-0.6
佐 渡 市	51,492	204	4.0	47,881	183	3.8	-0.2
魚 沼 市	34,483	107	3.1	32,516	57	1.8	-1.3
南 魚 沼 市	54,851	169	3.1	52,960	145	2.7	-0.4
胎 内 市	28,509	60	2.1	27,350	90	3.3	1.2
聖 籠 町	14,259	60	4.2	14,109	36	2.6	-1.6
弥 彦 村	7,705	25	3.2	7,354	20	2.7	-0.5
田 上 町	11,227	30	2.7	10,678	36	3.4	0.7
阿 賀 町	9,965	15	1.5	8,988	24	2.7	1.2
出 雲 崎 町	4,113	4	1.0	3,852	7	1.8	0.8
湯 沢 町	7,767	60	7.7	7,646	79	10.3	2.6
津 南 町	8,989	32	3.6	8,440	23	2.7	-0.9
刈 羽 村	4,380	17	3.9	4,209	34	8.1	4.2
関 川 村	5,144	9	1.7	4,663	11	2.4	0.7
粟 島 浦 村	353	0	0.0	332	0	0.0	0.0
そ の 他	—	94		—	63		

（資料／新潟県警察統計資料に基づき作成）

（注）1 「人口」は、各年とも前年の10月1日現在の推計人口を用いた。

2 「犯罪率」とは、人口1,000人当たり犯罪が何件発生しているかを表す。

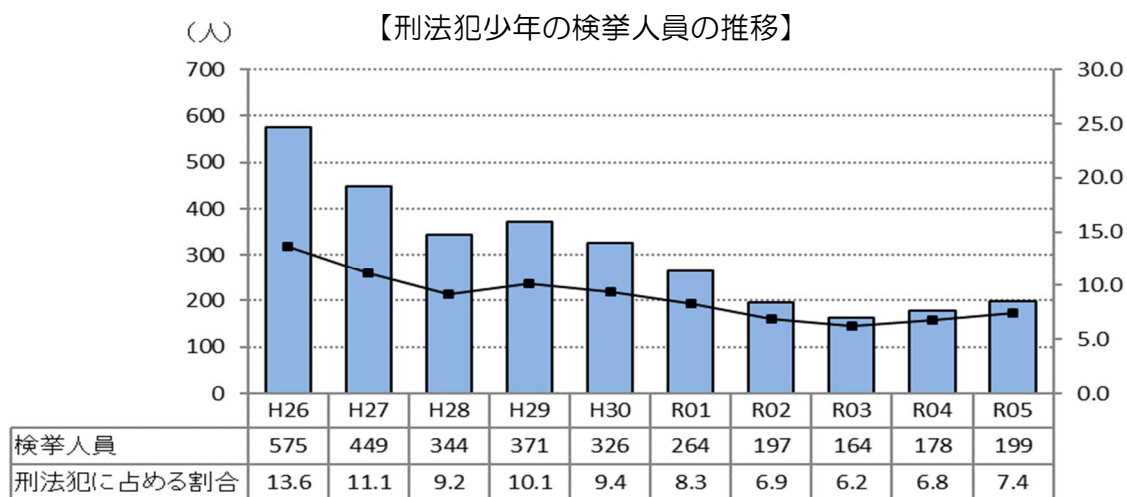
数値で、人口規模が異なる市町村の犯罪を比較することができる。

3 「市町村名」欄の「その他」は、発生場所が不明等の件数である。

(5) 少年の検挙状況

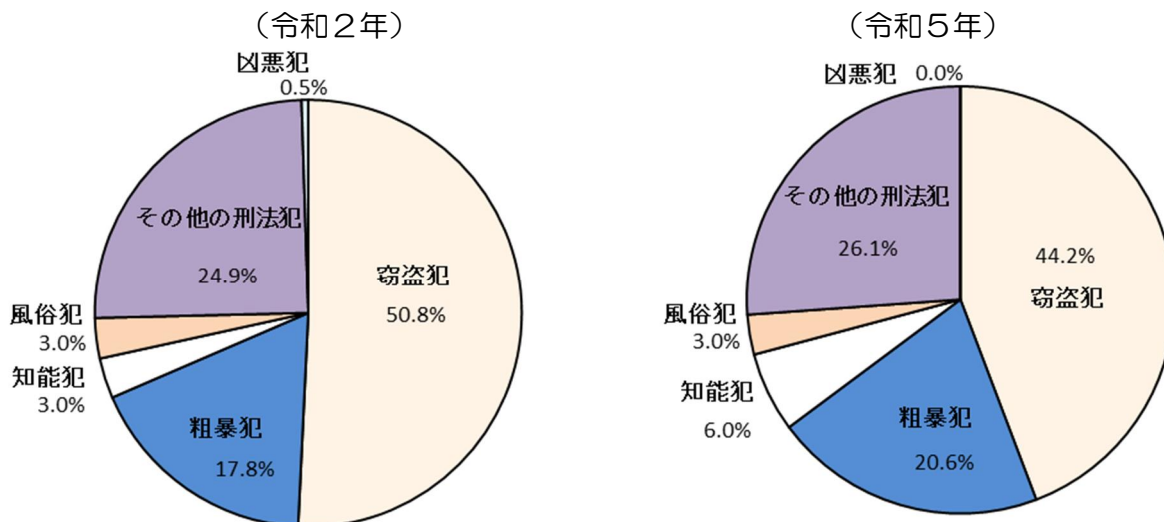
刑法犯でみる少年の検挙状況は、令和3年まで減少傾向にありましたが、令和4年に増加に転じると、令和5年には200人に迫る検挙人員となりました。

罪種別の内訳をみると、窃盗犯が最も多く、検挙人員全体の約45%を占め、窃盗犯の中でも半数以上が万引きでの検挙となっています。



(資料／新潟県警察統計資料に基づき作成)

【少年の罪種別の検挙状況】



(資料／新潟県警察統計資料に基づき作成)

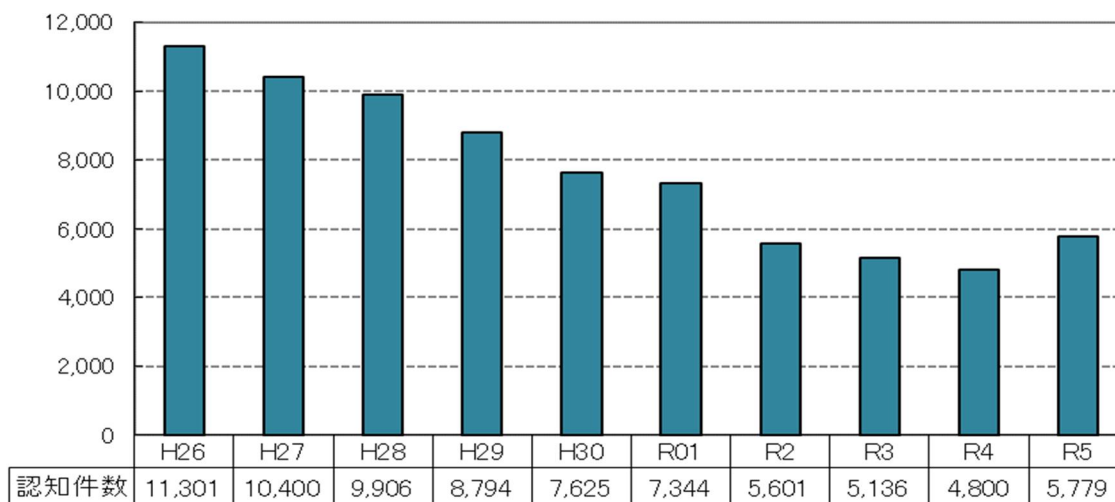
- (注) 窃盗犯／万引き、自転車盗、オートバイ盗等
 粗暴犯／暴行、傷害、脅迫、恐喝等
 知能犯／詐欺、横領等
 風俗犯／不同意わいせつ、公然わいせつ等
 その他／占有離脱物横領、器物損壊等

2 窃盗被害の状況

(1) 窃盗犯の認知件数

令和5年の窃盗犯の認知件数は、平成26年と比べると約半数まで減少していますが、刑法犯全体が令和5年に増加に転じたことにより、窃盗犯も令和5年に認知件数が増加に転じました。

【窃盗犯の認知件数の推移】



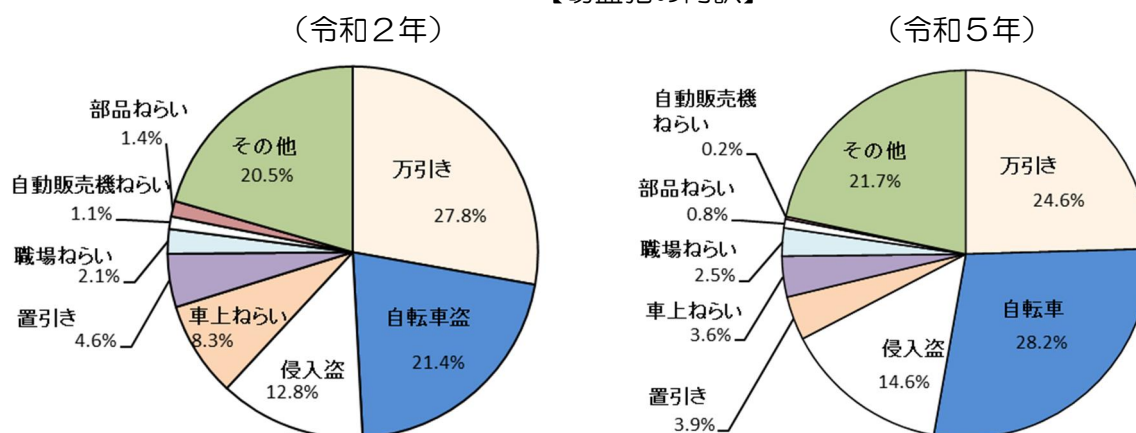
(資料／新潟県警察統計資料に基づき作成)

(2) 窃盗犯の内訳

窃盗犯の内訳をみると、万引きと自転車盗が全体の半数以上を占めています。

また、自転車盗や侵入盗、車上ねらいといった鍵をかけることで一定の防犯対策が期待できる手口が約4割を占めています。

【窃盗犯の内訳】



(資料／新潟県警察統計資料に基づき作成)

(注) 「その他」には、さい銭ねらいや払出盗、自動車盗等が含まれる。

(3) 窃盗被害の無施錠率²⁾

令和5年の鍵をかけずに被害に遭った割合を示す無施錠率は、令和2年と比べると、車上ねらいの無施錠率が悪化していますが、その他はいずれも全国順位が向上しています。

【窃盗被害の無施錠率（令和2年・令和5年）】

	令和2年					令和5年				
	発生件数	うち無施錠	新潟県	全国平均	順位	発生件数	うち無施錠	新潟県	全国平均	順位
侵入盗	715	504	70.5%	52.9%	12位	843	427	50.7%	47.2%	28位
自動車盗	37	26	70.3%	25.1%	18位	33	23	69.7%	73.9%	31位
オートバイ盗	10	6	60.0%	27.2%	5位	10	6	60.0%	63.9%	33位
自転車盗	1,196	888	74.2%	61.1%	14位	1,632	1,217	74.6%	65.5%	23位
車上ねらい	465	371	79.8%	64.4%	17位	207	185	89.4%	69.4%	9位

※ 順位は全国ワースト

（資料／新潟県警察統計資料に基づき作成）

（注）%が高いほど、鍵をかけずに被害に遭っていることを示す

順位は全国ワースト

用語解説

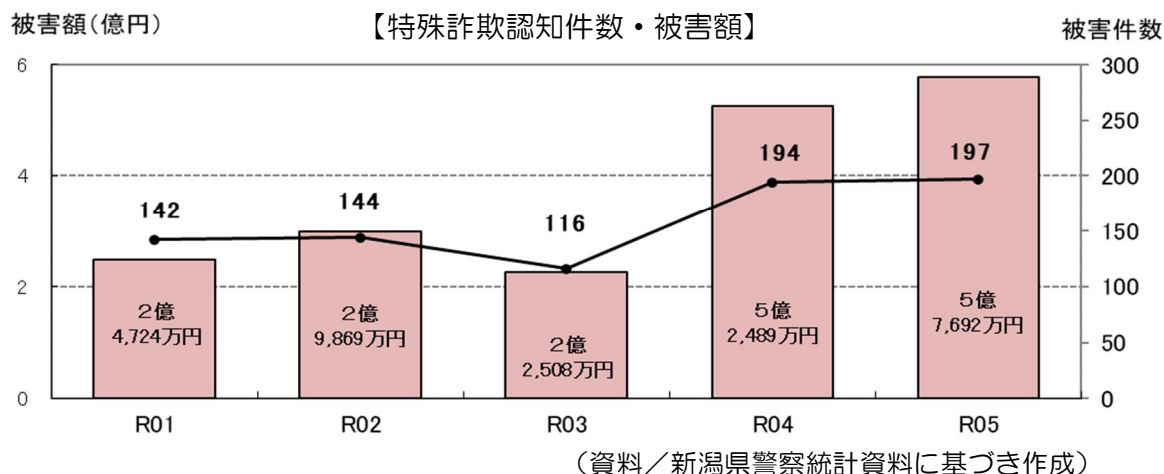
2) 無施錠率：

侵入盗、乗物盗、車上ねらいの被害のうち、鍵をかけていなかった割合。

3 特殊詐欺等の状況

(1) 特殊詐欺③被害の状況

特殊詐欺被害は、令和4年に前年から被害件数・被害額ともに大きく増加し、令和5年も令和4年を上回る被害となりました。



(2) 主な手口別被害の状況

令和2年と令和5年を比較すると、「オレオレ詐欺」、「架空請求詐欺」、「還付金詐欺」の被害が大きく増加しており、被害全体の約9割を占めています。

【手口別被害状況】

	R01	R02	R03	R04	R05
総数	142件 2億4,724万円	144件 2億9,869万円	116件 2億2,508万円	194件 5億2,489万円	197件 5億7,692万円
オレオレ詐欺	76件(53.5%) 1億3,576万円	12件(8.3%) 2,088万円	20件(17.2%) 2,284万円	53件(27.3%) 1億5,597万円	39件(19.8%) 1億367万円
架空料金請求詐欺	60件(42.3%) 1億758万円	51件(35.4%) 1億5,516万円	64件(55.2%) 1億6,855万円	61件(31.4%) 2億6,533万円	94件(47.7%) 3億6,358万円
還付金詐欺	2件(1.4%) 100万円	6件(4.1%) 562万円	11件(9.4%) 850万円	64件(%) 6,062万円	44件(22.3%) 6,004万円
融資保証金詐欺	3件(2.1%) 278万円	8件(5.6%) 1,012万円	1件(8.6%) 397万円	6件(%) 3,028万円	4件(2.0%) 338万円
その他	1件(1.0%) 12万円	67件(46.5%) 1億691万円	20件(17.2%) 2,122万円	10件(%) 1,269万円	16件(8.1%) 4,625万円

(資料／新潟県警察統計資料に基づき作成)

(注) 件数の括弧内の数字は、全体に占める割合を示したもの

用語解説

3) 特殊詐欺：

被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振り込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪の総称。

(3) SNS型投資詐欺⁴⁾とSNS型ロマンス詐欺⁵⁾被害の状況

令和5年下半期ころから、SNS型投資詐欺とSNS型ロマンス詐欺の被害が多発しています。

特徴として、被害の年齢層が多岐にわたること、1件の被害額が大きいことが挙げられます。

令和5年中の被害は、特殊詐欺の被害と比べて被害件数は少ないものの、被害金額は特殊詐欺を上回る額となっている他、令和6年9月末現在では、被害金額が特殊詐欺の約2.5倍となっています。

	R05		R06(9月末現在)	
SNS型投資詐欺	20件	55件 5億9,700万円	54件	96件 11億4,785万円
	3億1,100万円		6億2,593万円	
SNS型ロマンス詐欺	35件		42件	
	2億8,600万円		5億2,192万円	
特殊詐欺	197件		129件	
	5億7,692万円		4億7,880万円	

用語解説

4) SNS型投資詐欺

相手方が、主としてSNSその他の非対面での欺罔行為により投資を勧め、投資名目で金銭等を騙し取る詐欺。

5) SNS型ロマンス詐欺

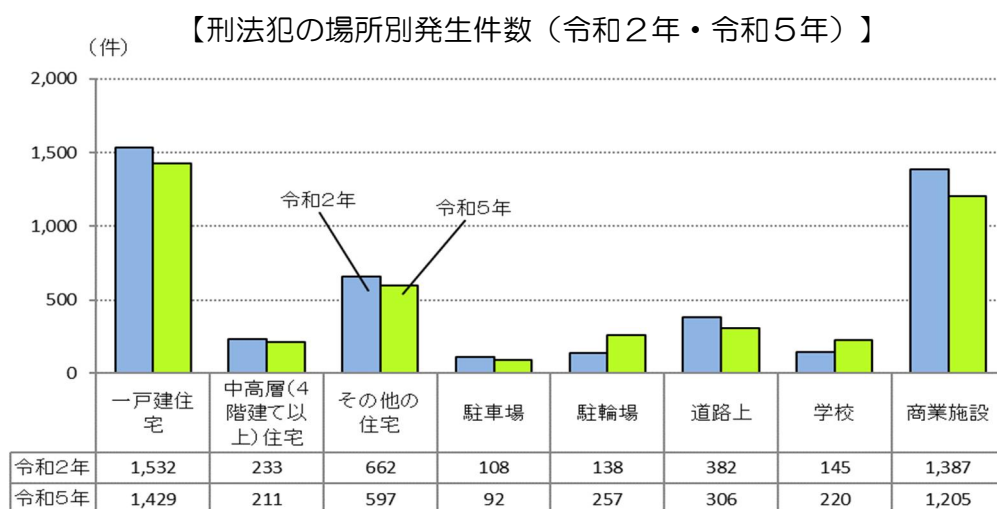
相手方が、SNSその他の非対面での連絡手段を用いて被害者と複数回やり取りすることで恋愛感情や親近感を抱かせ、金銭などを騙し取る詐欺。

4 犯罪の発生場所

(1) 場所別の発生状況

犯罪発生場所は犯罪種別と深く関連しており、本県では窃盗犯が刑法犯認知件数の約7割を占めているので、いずれの場所も窃盗犯が多いのが特徴です。中でも、空き巣や忍び込み、車上狙いの多い住宅、万引き、自転車盗の多い商業施設の発生が多くなっています。

令和2年と比較して令和5年の増加率が最も大きいのが駐輪場で、被害の多くが自転車盗となっています。



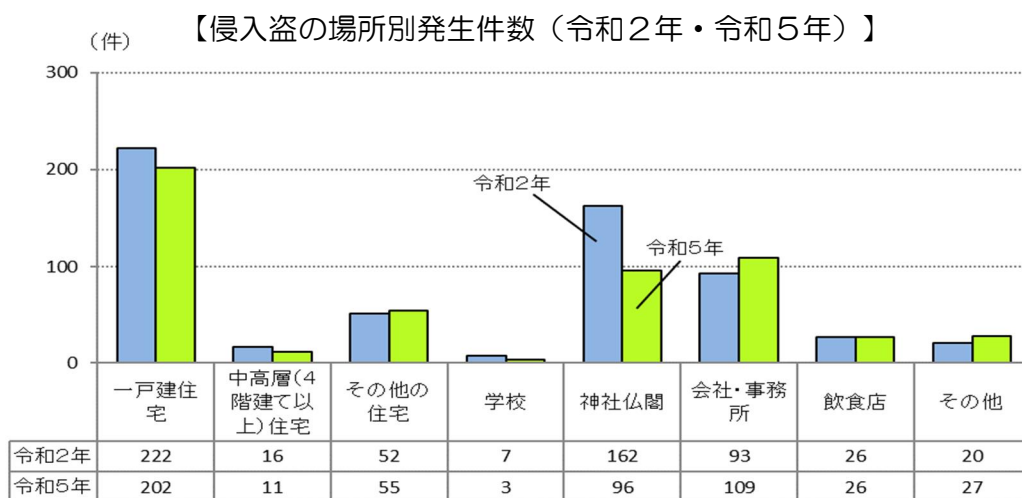
(注) 発生件数の多い主な場所

(資料／新潟県警察統計資料に基づき作成)

(2) 侵入盗の発生場所

侵入盗の発生場所は、住宅、会社・事務所、神社仏閣が多くを占めています。

令和2年と令和5年を比較すると、神社仏閣での被害が41.8%の減少となっています。



(注) 発生件数の多い主な場所

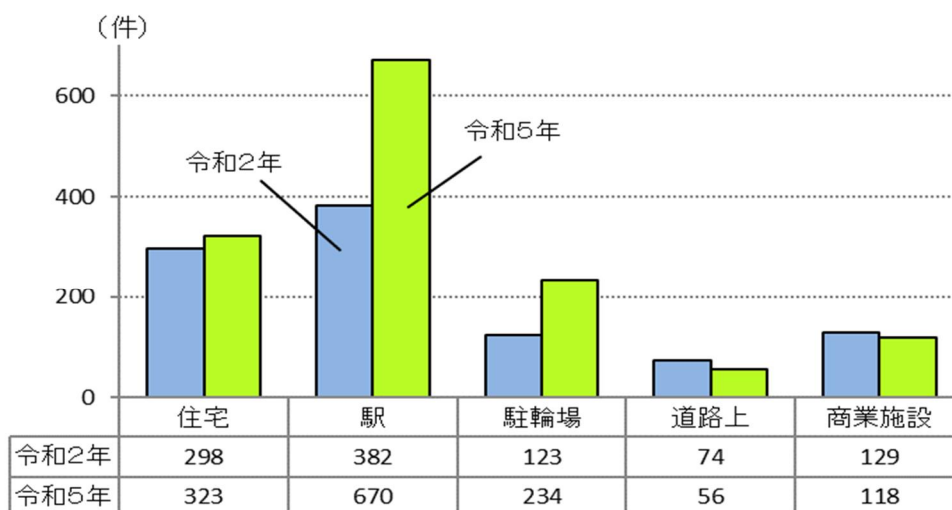
(資料／新潟県警察統計資料に基づき作成)

(3) 自転車盗の発生場所

自転車盗は、住宅や駅等の駐輪場での被害が多くなっています。

令和2年と令和5年を比較すると、駅での発生が670件、駐輪場が234件とそれぞれ大きく増加しています。

【自転車盗の場所別発生件数（令和2年・令和5年）】



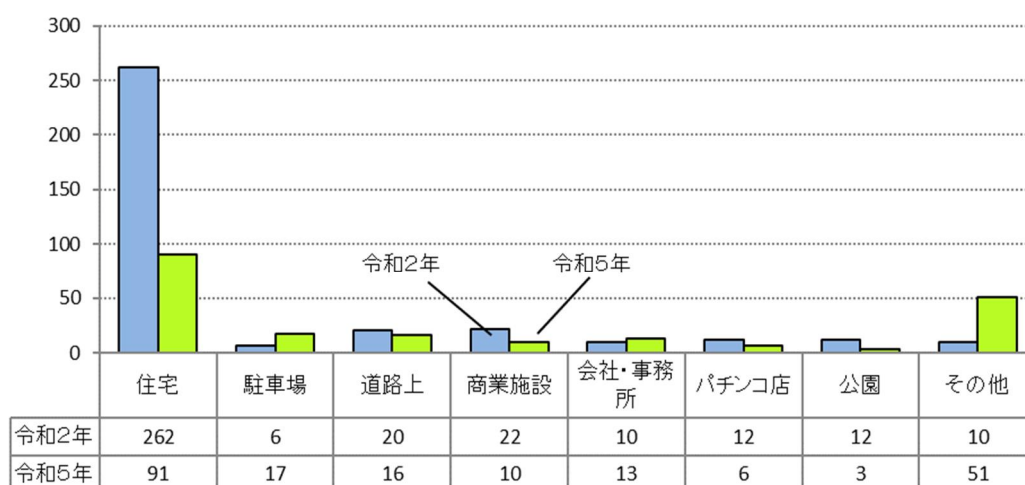
（資料／新潟県警察統計資料に基づき作成）

（注） 発生件数の多い主な場所

(4) 車上ねらいの発生場所

車上ねらいは、令和2年と令和5年を比較すると、住宅での被害が大きく減少していますが、全体の約45%が住宅での被害であり、その他の場所での被害も増加しています。

【車上ねらいの場所別発生件数（令和2年・令和5年）】



（資料／新潟県警察統計資料に基づき作成）

（注） 発生件数の多い主な場所

「その他」は、公園やホテル等の敷地内のうち駐車場以外の場所

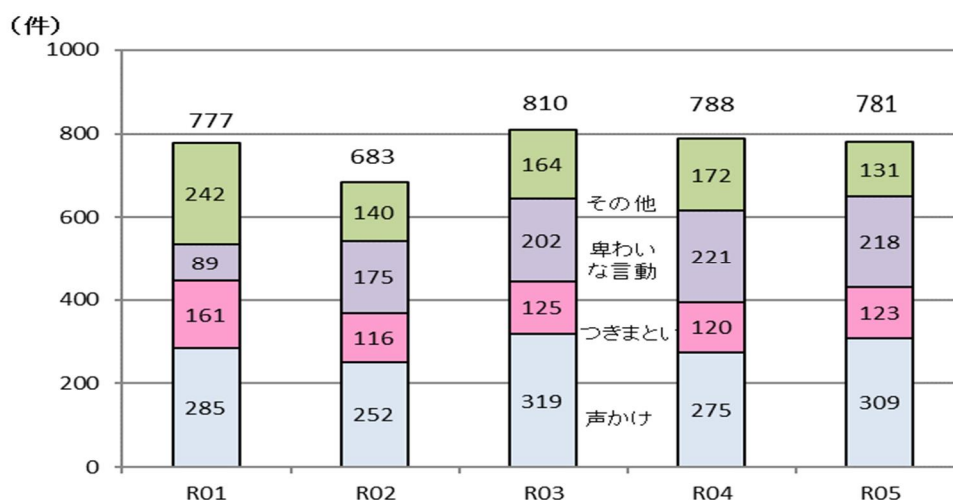
5 各種被害の状況

(1) こども

こどもや女性に対する犯罪の前兆である声かけ等⁶⁾について、県警が認知した事案は令和5年中で781件となっており、過去5年でみると、800件前後で推移しています。

また、スマートフォンやSNSの普及により、こどもが性被害等に巻き込まれる被害も発生しており、スマートフォンの使用年齢が低年齢化していることから小学生以下の児童に係る被害も発生しています。

【こども・女性対象の声かけ等の認知件数】



(資料／新潟県警察統計資料に基づき作成)

【SNSに起因する事犯の被害児童数】

	R01	R02	R03	R04	R05
合 計	32人	40人	33人	23人	31人
重要犯罪	1人	5人	7人	4人	4人
児童ポルノ	10人	14人	17人	7人	14人
児童買春	5人	9人	2人	6人	8人
青少年健全育成条例	16人	12人	7人	6人	4人
面会・性的姿態要求					1人

(資料／新潟県警察統計資料に基づき作成)

(注) 「児童」とは、18歳未満の者をいう。

「重要犯罪」とは不同意性交等・不同意わいせつ・略取誘拐等

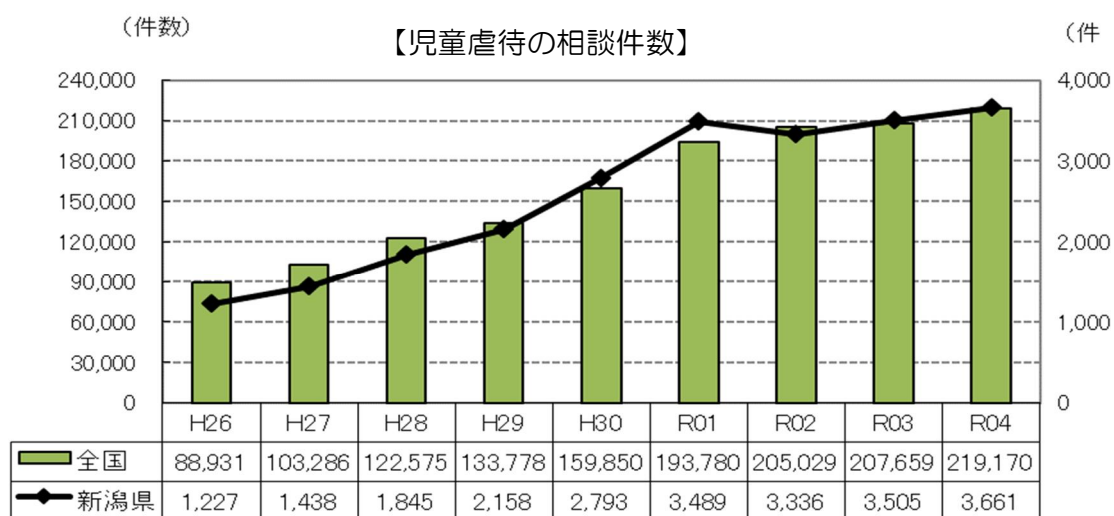
用語解説

6) 声かけ等：

犯罪行為には至らないが、「声をかける」、「後をつける」、「カメラを向ける」等の行為をすること。略取・誘拐や性的犯罪等の重大な犯罪の前兆として捉えられる。

第2章 新潟県における犯罪の現状と県民意識

本県の児童相談所に対応した児童虐待の相談件数については、全国同様、増加傾向にあり、令和4年の相談件数は3,661件と過去最多を更新しています。



(資料／厚生労働省福祉行政報告に基づき作成)

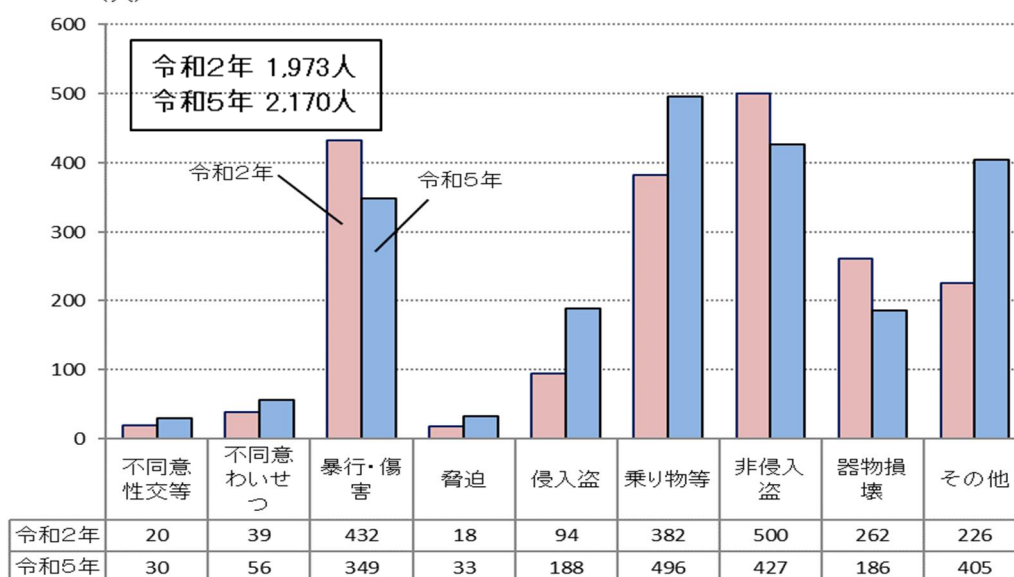
(注) 全国／全国の児童相談所に対応した児童虐待相談件数
新潟県／県内の児童相談所に対応した児童虐待相談件数

(2) 女性

令和2年と令和5年を比較すると不同意性交等、不同意わいせつの被害が増加しています。

一方で、全国の配偶者暴力相談支援センターで受理した配偶者からの暴力が関係する相談件数は、年ごとに増減はあるものの増加傾向にあり、本県も同様に推移しています。相談の約97%は女性からの相談となっています。

(人) 【刑法犯の罪種別女性被害数（令和2年・令和5年）】

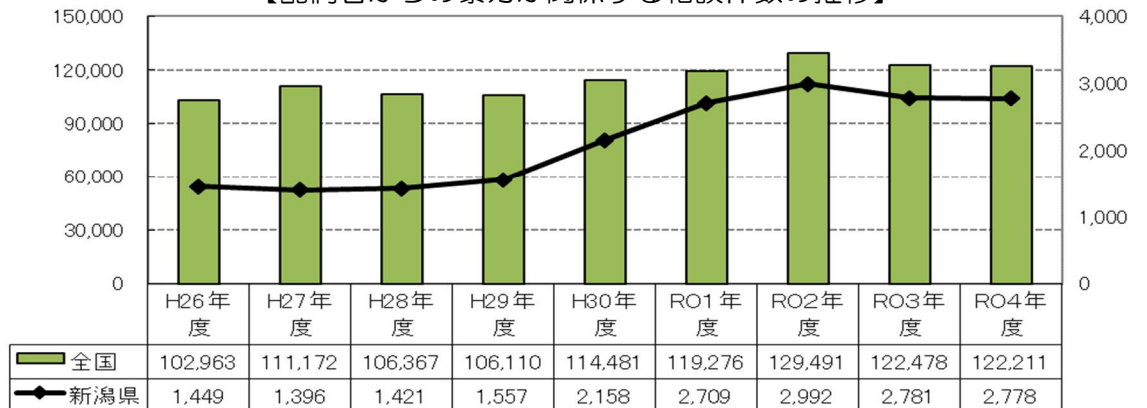


(資料／新潟県警察統計資料に基づき作成)

- (注) 1 被害の多い主な罪種
2 「非侵入盗」は、置引きや職場ねらい等

(件数)

【配偶者からの暴力が関係する相談件数の推移】



(資料／内閣府男女共同参画室統計資料に基づき作成)

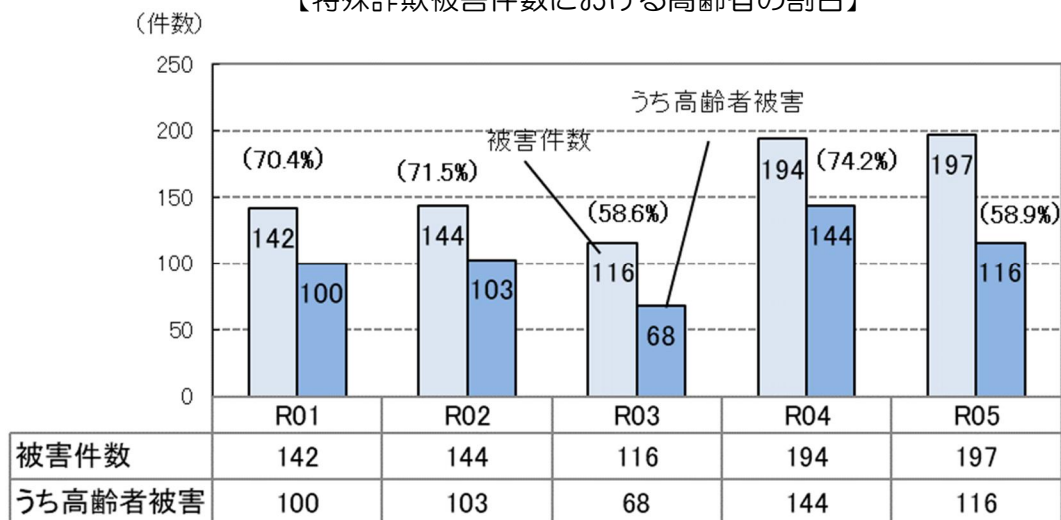
- (注) 配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数

(3) 高齢者

65歳以上の高齢者が狙われやすい犯罪に特殊詐欺や悪質商法があります。

特殊詐欺の被害件数における高齢者の割合をみると、令和5年は58.9%と前年に比べ減少していますが、オレオレ詐欺の84.6%が高齢者による被害となっています。

【特殊詐欺被害件数における高齢者の割合】



(資料／新潟県警察統計資料に基づき作成)

(注) 括弧内の数字は、被害件数に占める高齢者の割合を示したもの

【特殊詐欺の主な手口別被害における高齢者の割合】

		R01	R02	R03	R04	R05
総数	被害件数	142件	144件	116件	194件	197件
	うち高齢者	100件(70.4%)	103件(71.5%)	68件(58.6%)	144件(74.2%)	116件(58.9%)
オレオレ詐欺	被害件数	76件	12件	20件	53件	39件
	うち高齢者	75件(98.7%)	12件(100%)	19件(95.0%)	50件(94.3%)	33件(84.6%)
架空料金請求詐欺	被害件数	60件	51件	64件	61件	94件
	うち高齢者	20件(33.3%)	21件(41.2%)	22件(34.4%)	27件(44.3%)	40件(42.6%)
還付金詐欺	被害件数	2件	6件	11件	64件	44件
	うち高齢者	2件(100%)	4件(66.7%)	11件(100%)	57件(89.1%)	31件(70.5%)
融資保証金詐欺	被害件数	3件	8件	1件	6件	4件
	うち高齢者	2件(66.7%)	1件(12.5%)	0件(0%)	0件(0%)	0件(0%)
その他	被害件数	1件	67件	20件	10件	16件
	うち高齢者	1件(100%)	65件(97.0%)	16件(80.0%)	10件(100%)	12件(75.0%)

(資料／新潟県警察統計資料に基づき作成)

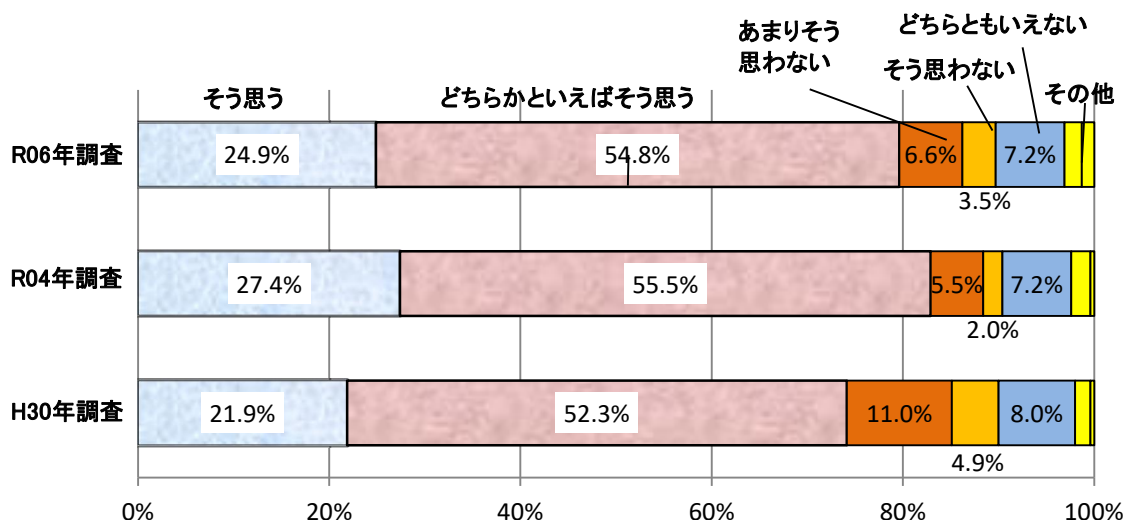
(注) 括弧内の数字は、被害件数に占める高齢者の割合を示したもの

6 県民意識

「県民の安全意識調査」（令和6年警察本部調査）では、県民の治安に関する意識等について、次のような結果となっています。

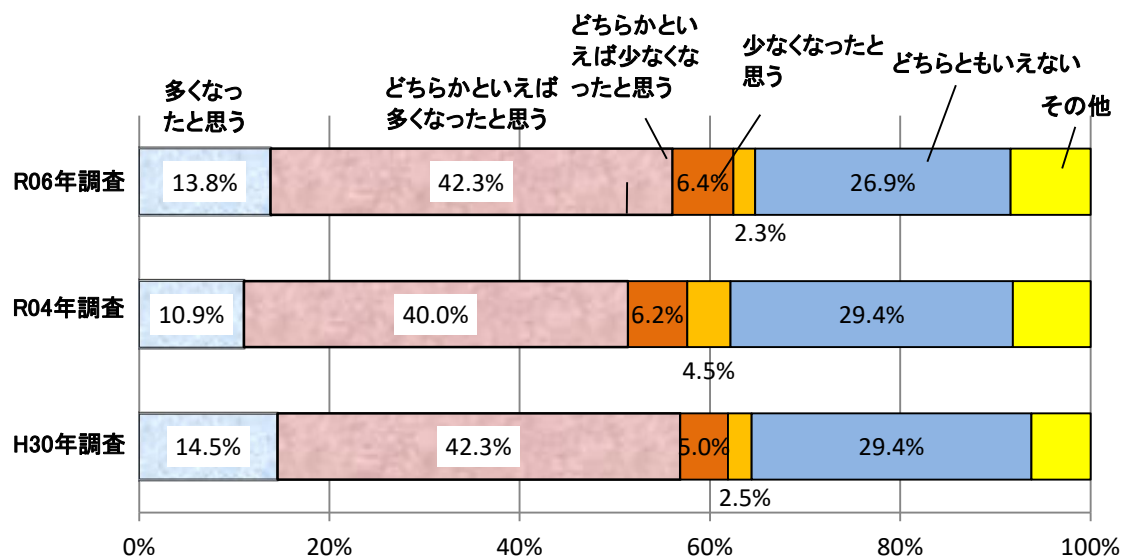
(1) 新潟県の治安に関する印象

「現在の新潟県は治安が良く、安全で安心して暮らせる県だと思うか」との問いに対し、79.7%が「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答しており、令和4年の調査時に比べ、3.2%減少しています。



(2) 身近な犯罪に対する不安感

「自分や家族が犯罪に遭うかもしれない不安」について、「多くなったと思う」「どちらかといえば、多くなったと思う」の合計は56.1%で、令和4年の調査時に比べ、5.2%増加しています。



第3章 犯罪のない安全で安心なまちづくり推進の基本方向

犯罪を抑止し、県民が安全で安心して暮らせる社会を実現するため、本県における犯罪発生状況や、これまでの取組を踏まえ、防犯対策を進めていく上での課題となる次の7つの事項について、県民、事業者、行政、警察等が連携・協力して取り組んでいきます。

1 県民の防犯意識の向上

本県の刑法犯認知件数は、平成14年をピークに令和4年まで減少が続いていましたが、令和5年に21年振りの増加に転じました。

新型コロナウイルスによる行動制限が無くなったことによる人流の活発化など様々な要因が考えられますが、「自分は被害に遭わないだろう」「大丈夫だろう」という油断や、防犯の基本である鍵掛などを怠ったことで被害に遭遇するなど、防犯意識の浸透がまだ十分と言えないことも要因の一つと考えられます。

これまでも、県民の防犯意識の向上のため、各世代やライフスタイルに応じた広報媒体を活用した広報の他、警察OB等を講師として各種会合に派遣する防犯出前講座を実施してきました。

県民一人ひとりの「自分の安全は自分で守る」という個々の防犯意識の向上に加え、「地域の安全は地域で守る」といった地域全体での防犯意識の気運をより高めるため、効果的な犯罪発生情報や防犯情報を迅速に発信していく必要があります。

2 地域防犯力の向上

本県では、県民総ぐるみで地域防犯活動に取り組むために、県民、事業者、行政、警察などが一体となって推進体制の整備を行う防犯ネットワークづくりを進め、140団体からなる「新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会」において広報・啓発活動を推進しています。

その他、県内には数多くの自主防犯団体が組織され、私たちの身近な「安全で安心なまちづくり」に大きな役割を担っている一方で、少子・高齢化による核家族化、生活様式の多様化、都市化や過疎化等により、地域の繋がりが希薄化している状況も懸念されます。

更なる犯罪の防止に向け、行政、警察、事業者などの連携・協力による地域防犯活動を一層強化して地域の防犯力を高めながら、犯罪ごとの背景や実態に応じた効果的な対策を実施していくことが必要です。

3 地域防犯活動を支える人材の育成

本県では、地域の防犯活動の活性化を図るため、活動を牽引するリーダーを養成することを目的として、こどもが犯罪被害に遭わないことを目的とした「地域安全マップづくり」の普及促進を図りながらの指導者の育成に向けた講習会、防犯活動従事者に対する講習会等を開催してきました。

令和5年度末には、県内における防犯団体数は、1,367 団体と本計画策定時である平成 18 年の 166 団体から約8倍と大幅な増加をしてきましたが、高齢化が進み活動従事者の固定化や後継者不足、モチベーションの維持等といった課題も抱えています。

一方で社会貢献活動の一環として、安全で安心なまちづくりに関する活動を行う事業者にも注目が集まり、「ながら見守り」活動や事業分野を活かした活動にも期待が高まっています。

地域防犯力の強化に向け、個人単位や事業者の防犯意識の向上を図り、新たな活動員の掘り起こしを進めながら、地域コミュニティの連帯に発展させていくことが重要です。

4 こどもを犯罪に関わらせないための取組の推進

更なる少年の健全育成を図るため、学校と警察等の連携による非行防止教室の開催や、薬物乱用防止教室等を開催するなどして、少年の規範意識の醸成に努めてきました。

近年は、インターネットやスマートフォンの普及により、こどもが有害・危険な情報にアクセスすることが容易となり、SNS での誹謗中傷の書き込みやいじめ等によりこどもが加害者にも被害者になるケースや、犯罪者がこどもに接触することが容易になったことで、様々な犯罪に巻き込まれる危険性も身近に存在しています。

こどもたちが犯罪に関わらないよう、また、犯罪被害に遭わないよう、引き続き保護者や学校だけでなく、行政、警察、地域等が連携して見守っていく体制を強化していくとともに、地域や保護者等に対する情報提供を行っていくことが求められます。

さらに、こども自身が危険察知能力を身に付けられるよう、学校等が実施する防犯教室や薬物乱用防止教室の開催、情報モラル教育に対する支援など、こども自身の防犯力を高めるための防犯教育に取り組んでいく必要があります。

5 防犯上配慮を要する者の安全確保

本県では、学校通学路等におけるこどもの安全確保に向けた地域安全マップづくりや防犯教室の開催、特に高齢者被害が多い特殊詐欺被害防止対策、さらに女性被害が多い、ストーカーやDV事案等の未然防止、被害防止を図るため、行政、県警、関係機関等と連携した取り組みを行ってきました。

しかし、こどもや女性に対する声掛け事案、特殊詐欺被害、ストーカー・DV等各種被害が多発しており、これらの背景には、生活環境の変化により、地域での横の繋がりの希薄化、高齢化の進展により、単身又は高齢者のみの世帯の増加による見守り活動機能の低下なども一因として考えられます。

こどもや女性、高齢者等の防犯上配慮を要する者が犯罪被害に遭わないように、防犯教育や地域における見守り活動の充実等、市町村及び県民等が連携した地域ぐるみの支えあいが必要となります。

6 犯罪防止に配慮した環境づくり

本県では、これまで県民が地域でのコミュニティの輪を広げながら行うソフト面の防犯対策とともに、防犯指針に基づき、道路、公園、駐車場等の公共空間における防犯性の向上や住宅における防犯性の高い建物等の普及などハード面での対策を進めてきました。

刑法犯認知件数は平成14年のピーク時に比べ大きく減少しているものの、凶悪事件の発生により、犯罪抑止に効果的な防犯カメラ設置への期待は高まっており、適正な運用が行われるよう引き続き啓発に努めつつ、公共空間への防犯カメラの設置を呼び掛けていく必要があります。

また、一般住宅等では、防犯性の高い建物部品の普及は進んでいるものの、県民の間では防犯に対する意識に温度差があり、鍵をかけないことが原因で窃盗被害に遭う割合は、令和2年の侵入盗被害の70.5%（全国平均52.9%）に比べ、令和5年中の侵入盗被害は50.7%（全国平均47.2%）にまで改善していますが、まだ半数以上が無施錠であることから、更なる防犯意識の向上に向けた啓発が必要です。

7 犯罪被害者等に対する支援の促進

犯罪被害者やその家族等は、当該犯罪等による直接的な被害にとどまらず、精神的ショックや心身の不調のほか、経済的負担、時間的負担、周囲の人々の無責任なうわさ話によるストレスや不快感等の二次的被害、更には再び加害者に危害を加えられるのではないかと不安を抱く等、様々な問題に苦しみます。

これら問題を犯罪被害者等が自らの力で解決することは極めて困難であり、必要な支援を途切れることなく受けられるようにすることが必要です。

県では、これらの状況について、県民の理解・協力を増進させるため「命の大切さを学ぶ教室」「犯罪被害者支援フォーラム」等の開催、チラシ配布等により広報啓発を行ってきました。

犯罪被害者等が被害前の平穏な生活を取り戻していくためには、県民が犯罪被害者等の心情に配慮し、寄り添うことが大切です。

引き続き、市町村や民間支援団体等と連携・協力し、支援体制の整備に努めており、県民等への広報啓発や教育活動を通じ、犯罪被害者等支援への更なる理解と気運の醸成に努めていく必要があります。

第4章 推進計画の基本目標と重点的な数値目標

1 基本目標

犯罪のない安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に向け、県民、事業者、自治会その他地域的な協働活動を行う団体それぞれの自主的な防犯活動を促進し、犯罪を未然に防止する地域の環境づくりを推進します。

2 数値目標

① 犯罪発生件数



犯罪発生件数（刑法犯認知件数）を減少させる

【実績】令和5年 8,672件

② 防犯団体が活動している小学校区数



全小学校区数に対するカバー率を上昇させる

※ 防犯団体は概ね小学校区域をカバーするもの

この率が100%になると、県内全域で何らかの防犯の取組があることになる。

【実績】令和5年度 396校／434校中（91.2%）

③ 地域防犯リーダー等の養成数



累計1,200人以上
（令和7年度～令和10年度）

【実績】令和3年度～令和5年度 721人

④ 児童買春・児童ポルノ等事犯の検挙件数



年間215件以上

【実績】令和5年 183件

⑤ ストーカー規制法 禁止命令違反率



11%以下

【実績】令和5年 11.3%

⑥ こども・女性対象の声かけ事案等の認知件数



認知件数を減少させる

【実績】令和5年 781件

⑦ 特殊詐欺被害の発生件数・被害額



特殊詐欺被害の発生件数・被害額を減少させる

【実績】令和5年 197件/5億7,692万円

⑧ 無施錠が原因で侵入盗被害に遭った件数



被害件数を減少させる。

※ 鍵を掛けないことが原因で侵入盗の被害に遭った件数。

【実績】令和5年 427件

⑨ 犯罪被害者等の支援に特化した条例の制定市町村数



全30市町村

【実績】令和5年 15市町村

第5章 計画の施策体系

施策体系

推進計画の基本目標に向け、7つの取組の基本方向のもと、それぞれの具体的施策を推進します。

【推進計画の基本目標】

犯罪のない安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現

① 県民の防犯意識の向上

- 1 犯罪被害防止に向けた意識啓発
- 2 犯罪情報等の発信

② 地域防犯力の向上

- 1 防犯ネットワークの整備と活用促進
- 2 推進体制の整備
- 3 地域の特性を考慮した防犯対策
- 4 事業者との連携
- 5 自主防犯活動の活性化

③ 地域防犯活動を支える人材の育成

- 1 防犯リーダーの育成
- 2 地域における見守りの担い手の育成
- 3 防犯責任者の育成
- 4 学生防犯ボランティアへの参加促進

④ こどもを犯罪に関わらせないための取組の推進

- 1 こどもの健全育成のための啓発教育活動の充実
- 2 非行防止・いじめ防止対策の推進

⑤ 防犯上配慮を要する者の安全確保

- 1 学校・通学路等におけるこどもの安全確保
- 2 こどもと女性の安全対策の推進
- 3 高齢者と障害者等の安全対策の推進
- 4 特殊詐欺被害防止対策

⑥ 犯罪防止に配慮した環境づくり

- 1 公共空間における防犯性の向上
- 2 住宅の防犯性の向上
- 3 繁華街対策の充実
- 4 自治体の「都市計画」への反映
- 5 サイバー空間の安全・安心の確保
- 6 鍵かけ防犯対策

⑦ 犯罪被害者等に対する支援の促進

- 1 犯罪被害者等への支援等
- 2 犯罪被害者等の支援を行う団体との連携

1 県民の防犯意識の向上

1 犯罪被害防止に向けた意識啓発

「自らの安全は自ら守る」という自主防犯意識や「地域の安全は地域自ら守る」という地域防犯意識を高めるため、積極的に意識啓発を図り、また、幼児から成人、高齢者に至るまでのそれぞれの世代に合った、犯罪による被害を防止するための教育や意識啓発の充実を図ります。

(1) 広報啓発活動の推進

- ① 広報紙やテレビ・ラジオ広報のほか、ホームページや電子メール、SNS等、世代やライフスタイルに応じた多様な広報媒体や防犯懇談会などの各種会合等を通じ、県民等¹⁾に対して防犯に関する情報提供、意識啓発を図ります。
- ② 犯罪のない安全で安心なまちづくり²⁾に対する県民等の関心及び理解を深めるため、旬間³⁾の間に防犯に関する広報活動、啓発活動を行います。
- ③ 交通安全運動など地域で行われる各種活動の機会をとらえて、地域防犯活動についても意識啓発を図ります。
- ④ 高齢者を対象とした各種活動の機会をとらえて、高齢者が被害に遭いやすい犯罪についての情報提供、意識啓発を図ります。
- ⑤ 高齢者、児童及び障害者への虐待⁴⁾⁵⁾⁶⁾やストーカー・DV⁷⁾⁸⁾の犯罪被害に対する県民の理解を深め、この種の犯罪の未然防止や拡大防止に向け、啓発リーフレット等を市町村、福祉事務所等に配布するとともに、相談機関の紹介や通報義務の周知等、地域ごとにきめ細やかな広報・啓発を推進します。
- ⑥ 悪質商法や特殊詐欺、フィッシングによる情報搾取など、インターネットに接続可能な通信機器を介して行われる犯罪が発生していることから、安全利用のガイドラインを活用するなど、インターネット利用時の留意事項に関する広報啓発活動を行います。

用語解説

1-1-(1)-①

1) 県民等：

条例第2条で、県民、事業者及び自治会その他の地域的な共同活動を行う団体を総称したもの。

1-1-(1)-②

2) 犯罪のない安全で安心なまちづくり：

県民等の「自らの安全は自ら守る」、「地域の安全は地域自ら守る」という防犯意識の下に行われる、犯罪の防止のための自主性を基本とする活動。

3) 旬間：犯罪のない安全で安心なまちづくり推進旬間

条例第11条に基づき、県が10月11日から20日までの10日間、県民等の安全で安心なまちづくりへの関心及び理解を深めるための期間として設けるもの。

1-1-(1)-⑤

4) 高齢者虐待：

養護者及び養介護施設従事者等が、高齢者に対し身体的・心理的・経済的にダメージを与える行為のこと。高齢者とは、65歳以上の者を指し、身体的虐待、養護の著しい怠慢（ネグレクト）、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待の5つに分類されている。

(2) 防犯指導の実施

- | |
|--|
| ① 県民等に身近な犯罪が発生し、また発生するおそれがある場合、関係機関と連携を強化し防犯指導を行います。 |
| ② 悪質商法等による消費者被害の未然防止、拡大防止を図るため、事業者等に対して指導・助言等を行い取引の適正化を図ります。 |

(3) 防犯講座等による支援

- | |
|--|
| 地域コミュニティ等からの希望に応じ、防犯アドバイザー ⁹⁾ による防犯対策や犯罪情報の提供及び防犯活動のノウハウや先進的取組事例の紹介等の防犯講座等 ¹⁰⁾ を行い、自主的な防犯活動を支援します。 |
|--|

(4) 犯罪被害防止教育の推進

- | |
|---|
| ① 学校における防犯教室や社会教育講座等で被害防止教育を推進し、防犯意識を高めます。 |
| ② 女性がつきまといや痴漢等に遭わないように防犯講習を開催します。 |
| ③ 消費者に対し、各種講座や啓発資料、消費生活相談などにより情報提供、意識啓発を行います。 |

用語解説

1-1-(1)-⑤

5) 児童虐待：

保護者がこどもの心や身体を傷つけることにより、その健やかな成長や発達に悪い影響を与える行為のこと。こどもは0歳から18歳未満のこどもを指し、身体的虐待、養育の拒否・怠慢(ネグレクト)、心理的虐待、性的虐待の4つに分類されている。

6) 障害者虐待：

養護者、施設従事者及び使用者が、障害者に対し身体的・心理的・経済的にダメージを与える行為のこと。障害者とは、身体・知的・精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者を指し、高齢者虐待と同じ5つの虐待に分類されている。

7) ストーカー：

好意の感情やその感情を満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足させる目的で行う次の8つの行為。①つきまとい、待ち伏せ、押しかけ、②監視していると告げる、③面会、交際等の要求、④著しく粗野又は乱暴な言動、⑤無言電話、連続した電話・メール等、⑥汚物などの送付、⑦名誉を傷つける行為、⑧性的しゅう恥心の侵害を「つきまとい等」と言い、この行為を同じ人に対し繰り返し行うことをストーカー行為と規定している。

8) DV：

配偶者や交際相手等の親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のこと。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律では、「配偶者（元配偶者や事実婚にある者を含む。）」及び「生活の本拠を共にする交際相手（元「生活の本拠を共にする交際相手」を含む。）」から振るわれる「身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」とされている。

1-1-(3)

9) 防犯アドバイザー：

県が行う「防犯出前講座」の講師。地域で防犯パトロールや防犯診断、防犯教室（防犯研修会）などの活動をする際に直接出向き、自らの経験を活かして助言や指導を行う。

10) 防犯講座等：

地域の自主防犯活動を促進するために、防犯団体、自治会、学校、事業所など、防犯活動に取り組む団体の要望に応じて防犯アドバイザーを講師として派遣する「防犯出前講座」などをいう。

2 犯罪情報等の発信

自主的な防犯活動を促進するため、各種広報媒体等の積極的な活用により具体的な防犯や犯罪の情報を発信し、県民の防犯意識を高めます。

(1) 犯罪情報等の積極的提供

- ① ホームページや県警「ひかるくん・ひかりちゃん安心メール」¹¹⁾等を活用し、県内の防犯や犯罪の情報等の迅速かつ積極的な発信を行うほか、行政や警察、地域が保有する犯罪の発生状況や手口、不審者情報など防犯に関する情報を共有できる仕組みの構築を図ります。
- ② 高齢者や障害者及び子どもや女性など、防犯上特に配慮を要する者¹²⁾を犯罪の被害から守るため、地域及び事業者、市町村等の関係機関が連携・協力した地域ぐるみの支え合い活動が促進されるよう、必要な情報を提供します。

用語解説

1-2-(1)-①

11) ひかるくん・ひかりちゃん安心メール:

県警では、子どもや女性対象の事件・不審者情報等を希望者の携帯電話やパソコンに電子メールで配信している。

1-2-(1)-②

12) 防犯上特に配慮を要する者:

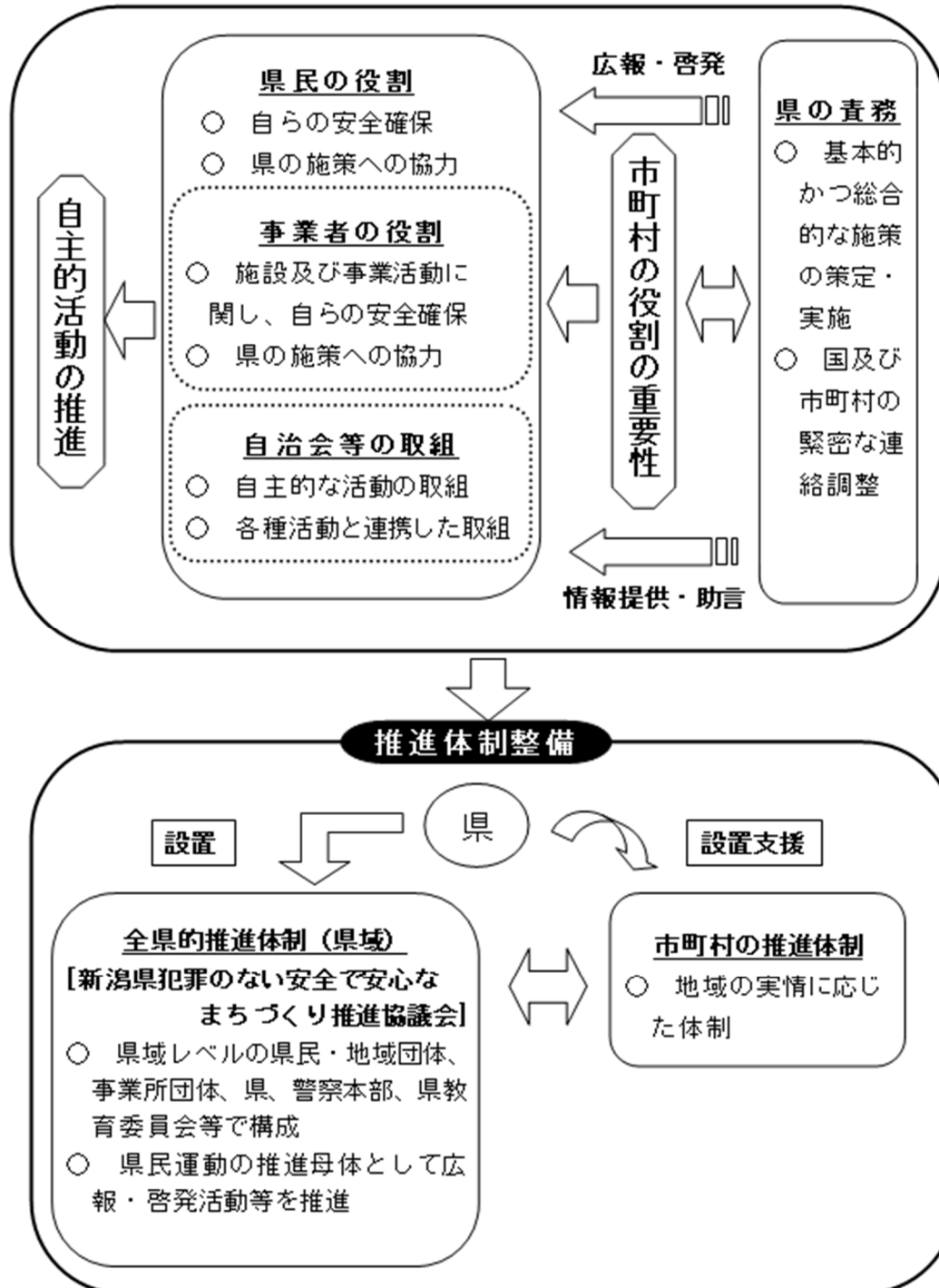
高齢者、子ども、障害者、女性等を、犯罪被害に遭いやすい、いわゆる犯罪弱者として位置づけている。

2 地域防犯力の向上

1 防犯ネットワークの整備と活用促進

県民総ぐるみで地域防犯活動に取り組むために、行政が基本的な役割分担等の方向を示すとともに、県民、事業者等、警察と一体となって推進体制の整備を行う防犯ネットワークづくりを進めるとともに有効活用を目指します。

【犯罪のない安全で安心なまちづくりの役割分担・連携イメージ図】



(1) 県民大会の実施

県民等の防犯意識の高揚や、防犯協会等の関係団体との連携強化を図るため、安全で安心なまちづくり旬間に県民大会を開催します。

(2) 県民運動の推進

安全で安心なまちづくりの取組が全县に広がって県民に浸透するよう、共通の目標を定めて県民運動として展開を図ります。

2 推進体制の整備

安全で安心なまちづくりを総合的に推進するために、県及び市町村の推進体制の整備と、地域と行政の情報共有化のネットワークを構築して、共通の認識づくりを促進します。

(1) 推進会議

この会議は、「新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進会議」と称し、条例第10条第2項及び第3項に基づくもので、安全で安心して暮らせる地域社会の実現に向け、犯罪が発生しにくい環境づくりを推進するための県の推進計画及び施策の進捗状況について検討し、評価を行います。

(2) 推進協議会

市町村が行う安全で安心なまちづくりに関する条例の制定と推進体制の整備を促進するため、情報の提供、技術的助言のほか、県域、市町村域の推進協議会¹⁾の連携の強化などを通じ必要な支援及び協力を行います。

(3) 市町村防犯担当者会議

県民等が主体となった安全で安心なまちづくり活動を効果的に支援するため、市町村防犯担当者会議を開催し、犯罪情報や防犯情報の共有化を図るとともに、地域の実情に応じた推進方策のあり方等を検討します。

(4) 情報ネットワーク

ホームページや電子メールなどを活用し、地域防犯活動を行う団体、事業者等、行政、警察が、それぞれ保有する防犯情報等を共有できる仕組みの構築を図ります。

用語解説**2-2-(2)****1) 推進協議会：**

条例第9条に基づく体制で、安全で安心なまちづくりに関する施策推進のため、県、市町村、県民等及び関係機関が意見を交換し、並びに相互に連携し、及び協力するために整備するもの。県域では、平成17年10月に「新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会」が発足、令和6年12月1日現在構成員140団体。

3 地域の特性を考慮した防犯対策

住宅地、繁華街、観光地などの属性や周辺の交通網の整備状況など、地域ごとの特性により異なる犯罪の形態に対応した防犯対策を促進します。

(1) 協働活動の実施

犯罪発生状況等により犯罪の防止への取組が特に求められる地域において、防犯意識を高めるため、地域住民、事業者等、行政、警察が合同で防犯パトロール等の協働活動を行います。

(2) 防犯モデルの作成

- ① 地域の自主防犯活動のモデル的な取組を支援するとともに、シンポジウムの開催などによる取組の成果の評価・検証を通じ、その取組が県内の各地域に波及するよう促進します。
- ② 自主防犯活動に取り組む地域住民に対し、有効な活動事例を提供するほか、住民の活動に対する支援方法を自治体等に提示するなど、自主的な防犯活動の取組を促進します。

4 事業者との連携

安全で安心なまちづくりを推進していくためには、県民生活に密接なつながりを持つ事業者自らが防犯対策を実施するとともに、地域の一員として防犯の取組へ参加することが求められていることから、推進協議会等を通じて、事業者との積極的な連携を図ります。

(1) 事業者との連携強化

- ① 推進協議会を通じ、県民、事業者、行政、警察間の連携を図り、事業者の安全で安心なまちづくりに対する理解と参加を促進します。
- ② 事業者の理解・協力を得て、事業活動を通じての顧客・利用者に対する防犯対策の普及啓発、パトロール、見守り活動等の取組を推進します。
- ③ インターネットは、社会に様々な便益をもたらす反面、犯罪のインフラとしても利用されることから、事業者と連携してインターネット上の犯罪被害を防ぐためのセキュリティ対策や環境整備などの取組を行います。

(2) 事業者への防犯意識の啓発

- ① 事業者の施設や事業活動における防犯性を確保するため、事業者が防犯責任者 2) の設置などの具体的な防犯対策を取ることができるよう、情報提供と意識啓発を図ります。
- ② 農協、森林組合、漁協などの農林漁業団体、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会などの商工団体等を介して事業者に防犯情報を提供するなど、防犯意識の啓発を図ります。

(3) 事業者の自主的な防犯対策の促進

事業の特殊性や犯罪情勢等から犯罪被害を受けるおそれが高い事業者に対し、犯罪の手口や効果的な防犯対策等の情報提供、管理者への防犯指導などを行い、自主防犯対策を促進します。

(4) 防犯に配慮した事業活動の促進

犯罪の防止に配慮した住宅や自動車等³⁾が普及していくよう、販売業者等と連携した広報啓発活動に努めます。

5 自主防犯活動の活性化

豊富なノウハウや機動性を持っているNPO⁴⁾や地域団体等との連携を促進し、自治会やPTA等が行う地域の自主防犯活動の活性化を図ります。

(1) 防犯活動等の情報提供

地域の自主防犯活動のノウハウに関する情報収集や、ボランティア相互間の連携を促進するため、ホームページ等で地域防犯活動に取り組んでいる団体に関する情報を提供します。

(2) 社会活動参加の促進

ボランティア活動に意欲を持っている人が誰でも気軽に参加できるよう、地域住民のニーズの積極的な開発及びボランティア活動の推進に必要な支援を行います。

用語解説

2-4-(2)-①

2) 防犯責任者：

条例第23条に規定する責任者。事業者が所有、管理する施設及び事業活動における防犯上の安全を確保するための事業所ごとの実情に応じた措置の一つとして設置するもので、従業員の防犯教育や防犯設備の維持管理などを行うこととされる。

2-4-(4)

3) 自動車等：

条例第25条で、自動車、原動機付自転車または自転車を総称したもの。

2-5

4) NPO：

営利を目的とせず、政府からも自立して、福祉・まちづくり、環境保全、国際交流、災害救援などの様々な社会貢献活動を行う民間組織の総称（民間非営利組織）。NPOのうち特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき、一定の要件の下に認証された法人のことをNPO法人（特定非営利活動法人）という。20ある活動分野のうち主たる分野として定款に掲げるものが防犯に関連するものとしては、まちづくりの推進を図る活動（認証数（以下同じ。）123）、地域安全活動（11）、子どもの健全育成を図る活動（53）がある。（認証数はいずれも令和6年3月31日現在）。

(3) 防犯活動を行うNPOへの支援

- | |
|--|
| ① 地域の自主防犯活動の促進に有効なNPOの活動を支援するため、NPOをサポートする拠点において、NPOのノウハウ等の情報発信や人材育成、交流促進等を図ります。 |
| ② 防犯活動を行うNPOは、地域防犯活動の重要な担い手としてもその活躍が期待されるため、安定的な活動を促進するための活動基盤の整備を促進します。 |

3 地域防犯活動を支える人材の育成

地域防犯活動を活性化するために、活動の核となって積極的に活躍する防犯リーダーや、地域の防犯啓発事業に参画する育成を推進します。

1 防犯リーダーの育成

- ① 地域防犯活動の活発化と取組の継続化を図るため、自治会長や自主防犯活動に熱意のある人材等、地域防犯活動の中心となる防犯リーダーを養成します。
- ② 学校・通学路等において防犯活動の中心となる人材を対象として、実践的な研修、学習機会の提供を図ります。

2 地域における見守りの担い手の育成

- ① 悪質商法等による消費者被害の未然防止を図るため、地域における広報啓発活動や見守りの担い手となる人材の養成を行います。
- ② 市町村の消費生活相談に従事する職員を対象に研修を実施するなどの支援を行います。

3 防犯責任者の育成

事業所において防犯活動の中心となる防犯責任者の必要性について周知を図り、事業所が行う防犯研修等の機会に職員を派遣するなどの支援を行います。

4 学生防犯ボランティアへの参加促進

- ① 防犯ボランティアの若返りと活性化を図り、若い世代の防犯意識・規範意識を高揚させるため、県警が主催する講習会を受講した大学生・専門学校生を防犯ボランティアとして登録します。
- ② 街頭広報等の自主防犯活動を行うことにより、防犯の知識と経験を備えた学生防犯ボランティアを育成します。

4 こどもを犯罪に関わらせないための取組の推進

こどもによる犯罪は減少傾向にあります。全国的にはこどもによる重大犯罪の発生のほか、こどもが被害者となる事件も発生しており、こどもを加害者にも被害者にもしないために、家庭、地域、学校が協力して犯罪の未然防止を図っていくための取組を推進します。

1 こどもの健全育成のための啓発教育活動の充実

(1) 各種イベント・運動等における啓発

- ① 県民等が広く参加する「いじめ見逃しゼロ県民運動」の推進やイベントの開催により、こどもの犯罪防止やいじめ防止を呼びかけます。
- ② 青少年非行防止運動や、青少年非行防止パトロール活動の促進、青少年の喫煙ストップ運動の推進などの取組により、意識啓発を図ります。
- ③ 国の機関、市町村、関係団体等と連携を図りながら、薬物乱用防止の広報啓発活動等を推進し、薬物乱用の防止を図ります。

(2) 学校、地域、警察の連携による活動促進

地域全体でこどもの健全育成及び多様な問題行動等の予防や解決を図るため、学校、警察及び地域社会が連携したサポートチームの結成や、地域のネットワークづくりを進めます。

(3) 家庭に対する支援

子育てやしつけなどに悩みや不安を抱く保護者や家族等の相談に適切に対応し、家庭の教育力の向上を支援します。

(4) 地域における対策

- ① こどもに悪影響を与える雑誌等やポスター及び看板等の撤去や改善などの環境浄化を図るため、関係機関と連携して、地域における取組を促します。
- ② 地域団体相互の連携や少年警察ボランティア¹⁾の活動など、地域におけるこどもの非行防止、保護及び有害環境浄化のための諸活動を促進するとともに、県民の非行防止意識の向上を図ります。

用語解説

4-1-(4)-②

1) 少年警察ボランティア：

少年の健全育成を目的として、非行少年の早期発見補導や保護活動及び有害環境の浄化活動等を地域社会全体の問題としてとらえ、それぞれの地域の実態に即した具体的な活動を実践するため、警察が委嘱した少年補導員、少年指導委員で組織されたボランティア団体。

(5) 学校における対策

- | |
|--|
| ① こどもの心身の健全な成長を図るため、こども、保護者、教職員等に対する電話相談・面接相談や、教職員に対する教育相談、生徒指導についての研修を実施します。 |
| ② 心に悩みを持つこどもや問題行動を引き起こすこどもに対する相談活動を充実し、安定した学校生活が送れるよう支援します。 |
| ③ 高校生の健全育成及び家庭・地域等との連携の改善、充実を図るため、高校の生徒指導担当者による連絡協議会を開催するとともに、家庭訪問、街頭補導、指導主事学校訪問等の充実を図ります。 |

(6) 少年相談による支援

- | |
|---|
| 少年や保護者の抱える深刻な問題に対する相談を行うとともに、各種相談機関の連携を深めるなど相談体制の充実を図ります。 |
|---|

2 非行防止・いじめ防止対策の推進**(1) 規範意識の向上**

- | |
|--|
| ① こどもの規範意識の向上に努め、非行やいじめ及び犯罪の防止を図ります。 |
| ② 違法行為であり、心身の健康にも重大な影響を及ぼすこどもの喫煙、飲酒、薬物乱用の防止について指導を徹底し、こどもの規範意識の向上を図ります。 |
| ③ 生徒の危険な暴走行為の防止、交通安全意識の高揚及び二輪車、自転車の事故防止について指導し意識啓発を図ります。 |
| ④ 県、警察、市町村及び業界団体が連携して、こどもの規範意識の向上を目指した環境づくり及び啓発活動等を展開し、犯罪の初発型非行といわれる万引きなどの非行全体の防止に向けた活動に対する理解と地域の連携を促進します。 |
| ⑤ こどもの規範意識の向上、学校の教職員の少年非行の現状認識、保護者の家庭教育の重要性等の認識及び警察機関の教育現場の現状認識等を目的として、非行防止教室等の開催を図ります。 |

(2) いじめ防止の取組の促進

- | |
|--|
| ① 新潟県いじめ等の対策に関する条例（令和2年新潟県条例第59号） ²⁾ の基本理念にのっとり、全ての児童・生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、県、警察、学校、家庭、地域、関係機関等が連携し、「いじめをしない、見逃さない、許さない」意識の醸成やお互いを尊重し合う人間関係を構築する取組を推進するなど、いじめ防止を図ります。 |
| ② いじめ防止等に関係する機関及び団体の連携を円滑に進めるため、新潟県いじめ問題対策連絡協議会 ³⁾ を通じて、関係機関相互の連絡調整、いじめ防止に向けた情報共有、ネットワークづくり等を行います。 |

(3) インターネット利用におけるこどもの犯罪防止の取組の推進

- ① スマートフォンやインターネット接続機能を備えた通信機器等を利用する中で、こどもが犯罪やトラブルに巻き込まれるなど、近年のこどもを取り巻く社会環境は深刻な状況にあります。こどもは心身ともに未熟であり、環境からの影響を受けやすいことから、有害サイトの閲覧を防止するフィルタリング⁴⁾の普及やこどもと保護者に対する情報モラル教育を行い、スマートフォン等の利用方法についての理解が進むように啓発を行います。
- ② インターネットの掲示板や SNS、電子メール等を利用する中で、こどもがいじめを行ったり、被害を受けたりしないように注意を払うとともに、インターネットに関するメディアリテラシー⁵⁾の育成について指導を行います。

用語解説

4-2-(2)-②

2) 新潟県いじめ等の対策に関する条例：

いじめ及びいじめ類似行為の未然防止、いじめ等の早期発見、いじめ等に対する迅速かつ適切な対応並びにいじめ等の再発防止の対策に関し、基本理念を定め、県等の責務を明らかにするとともに、いじめ等の対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な事項を定めることにより、もって児童等が健やかに成長することのできる環境の整備に資することを目的に、令和2年12月25日に公布・施行された。

第3条の基本理念では、「いじめ等の対策は、いじめ等が全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことにより、健やかに成長することができるよう、学校の内外を問わずいじめ等が行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。」ことなどが明記されている。

4-2-(2)-②

3) 新潟県いじめ問題対策連絡協議会：

いじめ防止対策推進法第14条に基づく協議会で、平成26年に設置された。いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携と情報共有を円滑に進めるためのもの。

4-2-(3)-①

4) フィルタリング：

インターネットのウェブサイトなどを一定条件で分類・制限する機能のことで、未成年者が有害サイトを閲覧できないようになる。

4-2-(3)-②

5) メディアリテラシー：

メディアの特性を理解し、メディアを通じたコミュニケーションを創造する能力。県内でもメディアリテラシー育成のため「高校生 ICT カンファレンス」（内閣府、総務省、文科省、経産省等の共催）等のイベントが開催されている。

5 防犯上配慮を要する者の安全確保

地域社会の犯罪防止の取組を推進するために、防犯上特に配慮を要する者に対する安全確保と地域の見守り活動を促進します。

1 学校・通学路等におけるこどもの安全確保

通学路等においてこどもの安全確保を図るため、学校等¹⁾、保護者、地域住民、警察署などの連携、協力による学校等の体制整備や安全教育の実施、通学路等の環境整備などの取組を促進します。

(1) 推進体制の整備

学校等、保護者、地域及び関係機関、関係団体との連携による学校・通学路等の安全推進体制の整備を進めるとともに、登下校時における防犯対策について、関係者が集まる「地域の連携の場」において意見交換・調整を行います。

(2) 学校・通学路等の安全管理体制の確立

- ① 校外活動時や休日等、様々なケースを想定した危機管理マニュアルの策定と実践的な訓練を通じて緊急時の学校等における安全確保体制を確立します。
- ② 学校等への不審者等の侵入によるこどもへの危害防止を図るため、管理者等による定期的な施設・設備の点検と整備に努めます。
- ③ 学校等、保護者、地域住民、事業者等及び関係団体との連携により、通学路等の防犯パトロールの実施などの効果的な安全確保の取組に努めます。
- ④ 地域における不審者情報共有化のための連絡体制の整備に努めます。
- ⑤ 「こども110番の家」²⁾等のこどもの緊急避難所が、学校等や地域の状況に応じて適切に設置されるよう取組を進めるとともに、「こども110番の家」等に対する不審者情報の提供や防犯指導を行います。

用語解説

5-1

1) 学校等：

条例第14条で、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の学校及び保育所等の児童福祉施設を総称したもの。

5-1-(2)-⑤

2) こども110番の家：

こどもの安全を確保するため、児童・生徒が「声かけ」や「つきまとい」などの身の危険や不安を感じた時、こどもが直ちに駆け込み、救助を求めることができる緊急の避難場所として、警察や自治体、学校等の働きかけ等により、事業者や地域住民等が設置したもの。主な設置場所は、

- 比較的留守がちでない家、商店等
- 通学路、子どもの遊び場等に近い家
- 「こども110番の家」のプレートの掲出に協力できる家など

(3) 多様な担い手による見守り活動の推進

日常生活や事業活動を行いながら、防犯の視点を持って見守りを行う「ながら見守り」を推進するとともに、通学路等において事業活動を行う事業者等に対し、協力依頼を行います。

(4) 安全教育の推進

- ① 学校等、保護者及び関係機関等との連携により、こどもが犯罪被害に遭わないための実践的な安全教育を推進します。
- ② こども自身が危険を回避する能力を向上させるために、地域安全マップづくり³⁾の取組を推進します。

(5) 学校・通学路等の防犯対策の促進

学校及びPTA、地域、事業者その他の関係機関等が連携・協力した防犯の取組を支援するとともに、他の地域、団体等への波及を促進します。

2 こどもと女性の安全対策の推進

児童への虐待及びストーカーやDV等の女性に対する犯罪被害を未然防止、拡大防止するため、相談窓口の充実を図るとともに、こどもと女性の犯罪被害に関する意識啓発を行うなどの取組を促進します。

(1) こどもと女性の安全対策

- ① 児童虐待の防止に向け、発生予防、早期発見、早期対応、児童の保護などについて、県、警察、関係機関等が連携し取組を推進します。
- ② ストーカー・DV事案など、女性を脅かす事案による被害の拡大防止等を図るため、県、警察、女性相談支援センター等の関係機関が連携し、女性の人権の尊重や女性に対する暴力の予防と根絶のための意識啓発及び被害者の支援を行います。
- ③ こどもや女性を対象とする性犯罪等の前兆とみられる声かけ、つきまとい等の未然防止を図るため先制・予防的な活動を行うほか、こどもや女性対象の被害防止教室の開催など、未然防止に向けた取組を推進します。
- ④ こどもを性暴力の当事者にしないために、関係機関が連携・協力した取組を推進するとともに、学校等における教育や啓発の充実を図ります。

用語解説

5-1-(4)-②

3) 地域安全マップづくり：

犯罪が起こりやすい危険な場所や安全な場所を地図にまとめたもので、こども自身が犯罪から身を守る能力を身に付けるとともに、地域の防犯力を高める効果が期待できる。

(2) 相談窓口等の充実

- | |
|---|
| ① 児童相談所の機能を充実させるとともに、市町村と連携した児童虐待相談への対応を強化します。 |
| ② 女性相談支援センター ⁴⁾ に配偶者暴力相談支援センター ⁵⁾ 機能を付与し、DV被害者の相談に応じて迅速・適切な保護及び支援を行います。 |
| ③ DVや児童虐待相談に夜間休日にも対応できる専用電話相談窓口を設置するなど、相談体制の充実を図り、民間とも連携した対応を促進します。 |
| ④ 男女平等推進相談室を設置し、性別による差別的な取扱いその他の男女平等社会の形成を阻害する行為などについての相談を受けます。 |
| ⑤ 性犯罪の被害に遭われた方のために、警察本部に設置の性犯罪被害相談電話「#8103（ハートさん）」 ⁶⁾ で相談を受けます。 |

3 高齢者と障害者の安全対策の推進

高齢者や障害者を犯罪の被害から守るため、地域及び事業者、市町村等の関係機関が連携し、高齢者や障害者が地域の中で安全に安心して暮らすことができるよう、地域住民等による見守りが行われる仕組みづくりを促進します。

(1) 高齢者と障害者の安全対策

- | |
|--|
| ① 高齢者や障害者の日常生活における安全性の向上や生活基盤の整備など、福祉の増進を図り、犯罪の被害を受けない安全で安心な生活を送ることができるよう、取組を促進します。 |
| ② 2月及び9月の「高齢者見守り強化月間」などで、地域やNPO、関係団体等が連携して行う高齢者等の見守り活動を促進するとともに、高齢者等の社会参加できる場を拡充し、安全で安心な生活の助けとなるよう、取組を促進します。 |
| ③ 地域及び事業者、関係機関等が連携・協力した高齢者等の見守り活動を支援するとともに、他の地域、団体等への波及を促進します。 |

用語解説

5-2-(2)-②

4) 女性相談支援センター：

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第9条第1項に基づく支援機関。令和6年4月に名称を「女性福祉相談所」から「女性相談支援センター」に改称した。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第3条第1項に基づく配偶者暴力相談支援センターの機能を有する女性支援事業の中枢機関。

5) 配偶者暴力相談支援センター：

配偶者暴力被害者の保護や自立支援を行う上で、中心的な役割を果たす機関。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第3条第1項に、都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において機能を果たすことが規定され、同条第2項では市町村においてもその機能を果たすことが努力義務とされている。

5-2-(2)-⑤

6) 性犯罪被害相談電話「#8103（ハートさん）」：

各都道府県の性犯罪被害相談電話につながる全国共通の短縮ダイヤル。

(2) 支援活動の推進

- ① 市町村が行う、地域包括支援センター⁷⁾等高齢者の安全に関する総合相談窓口の設置や高齢者及び養護者を支援する関係機関のネットワークの構築などについて、必要な支援を行います。
- ② 障害者権利擁護センター⁸⁾として使用者の虐待の相談窓口を設置し、市町村が設置する相談窓口である障害者虐待防止センター⁹⁾等、障害者及び養護者を支援する関係機関のネットワーク構築などについて、必要な支援を行います。

4 特殊詐欺被害防止対策

特殊詐欺撲滅に向けて、特に被害の多い高齢者をはじめ、県民の被害防止意識を高揚させる取組を推進するとともに、県、県警、市町村、金融機関等の関係機関が連携し、被害防止の取組を行います。

(1) 推進体制の整備

特殊詐欺撲滅対策推進協議会¹⁰⁾、県域、市町村域の犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会、地区防犯協会等の会議を通じて、関係機関、団体が連携し特殊詐欺の撲滅に向けた取組を推進します。

用語解説

5-3-(2)-①

7) 地域包括支援センター：

公正・中立な立場で、高齢者等の総合相談支援、高齢者虐待の早期発見・防止などの権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、介護予防ケアマネジメントの4つの機能を担う地域の中核機関として、平成18年4月から設置されている。

5-3-(2)-②

8) 障害者権利擁護センター：

障害者虐待防止法第36条第1項に、都道府県が障害者福祉所管部局又は都道府県が設置する施設において機能を果たすことが規定され、使用者による障害者虐待の通報等の受理、市町村相互間の連絡調整、情報提供、必要な支援を行う。

9) 障害者虐待防止センター：

障害者虐待防止法第32条第1項に、市町村が障害者福祉所管部局又は市町村が設置する施設において機能を果たすことが規定され、障害者虐待に関する通報等の受理、障害者及び養護者への支援を行う。

5-4-(1)

10) 特殊詐欺撲滅対策推進協議会：

平成27年上半期において、特殊詐欺被害が急増したことから、行政や警察、事業所等の関係機関団体が連携した撲滅対策を行う必要があると考え、平成27年7月28日に設立された協議会会員相互の情報共有や具体的な活動事例の紹介などを行い、県民総ぐるみの取組となるよう気運の高揚を目指している。

(2) 県民総ぐるみの気運の醸成

- | |
|---|
| ① 特殊詐欺撲滅のためには県民一人ひとりの意識を高め、県民総ぐるみで取組を推進する必要があることから、積極的な広報啓発活動により気運の醸成を図ります。 |
| ② 自主防犯ボランティア、特殊詐欺被害防止推進員 ¹¹⁾ 等を活用した広報啓発活動を推進します。 |
| ③ 少年を特殊詐欺に加担させないための規範意識向上に向けた各種学校における広報啓発活動を推進します。 |

(3) 被害実態に基づいた積極的な情報発信

- | |
|--|
| ① 特殊詐欺の被害防止対策について、あらゆる広報媒体を活用して情報提供を行います。 |
| ② 特殊詐欺の被害拡大防止のためホームページや県警「ひかるくん・ひかりちゃん安心メール」、SNS等を活用して、予兆事案や被害発生時に積極的な情報発信を行います。 |

(4) 高齢者に対する防犯指導の強化

- | |
|--|
| ① 高齢者に分かりやすい「キーワード」を用いた防犯指導や戸別防犯指導を推進するとともに、犯人の誘いに乗らないための体験型防犯指導を行います。 |
| ② 防犯機能付き電話等の迷惑電話防止機器の普及を促進します。 |
| ③ 老人クラブの会合など高齢者を対象とした各種活動の機会をとらえて、県防犯アドバイザーによる防犯出前講座等を通じた防犯指導を行います。 |

(5) 関係機関等と連携した撲滅対策の強化

- | |
|--|
| 金融機関、コンビニエンスストア、宅配便業者、無人ATMが設置されているショッピングセンター、スーパーマーケット等の施設管理者等と連携して水際における被害防止対策を行います。 |
|--|

用語解説

5-4-(2)-②

11) 特殊詐欺被害防止推進員：

平成20年から運用が開始された警察署長が委嘱する特殊詐欺被害防止に特化した防犯ボランティア。地域住民に対し特殊詐欺の発生実態や手口、効果的な防犯対策に関する情報提供などを行う。

6 犯罪防止に配慮した環境づくり

安全で安心なまちづくりを推進するためには、地域における自主的な防犯活動の促進とともに、防犯性に配慮した環境づくりが重要であることから、防犯指針に基づく施設や設備などの環境整備を促進します。

1 公共空間における防犯性の向上

道路、公園、駐車場等県民の生活に不可欠な場所や憩いの場所において、防犯指針に基づいた防犯性の高い道路等の普及を促進します。

(1) 防犯性の高い道路の整備・普及

- ① 道路等について、防犯指針に基づく施設整備及び施設改善を促進します。
- ② 通学路等¹⁾においてこども²⁾の安全確保を図るため、防犯指針に基づく施設整備及び施設改善を促進します。また、通学路等の管理者や保護者、学校等の管理者、地域住民や警察署等関係者間の連携による、危険箇所等の把握及びその改善に向けた取組を促進します。

県管理道路の歩道整備率（単位：km）

※数値は4月1日現在

	R2	R3	R4	R5	R6
県管理道路延長	5,369	5,377	5,376	5,375	5,374
歩道整備済み延長	2,037	2,049	2,056	2,059	2,061
整備率	37.9%	38.1%	38.2%	38.3%	38.4%

なお、県管理道路における通学路区間（通学路の定義は交通安全施設等整備事業の推進に関する法律による）の令和6年4月1日での整備率は65.1%となっている。

(2) 防犯性の高い公園の整備・普及

- ① 公園等について、防犯指針に基づく施設整備及び施設改善を促進します。
- ② 都市公園について、注意看板の適切な配置や巡回・点検等などにより、防犯性の向上を促進します。

用語解説

6-1-(1)-②

1)：通学路等

条例第17条で、通学、通園等の用に供される道路及び子どもが日常的に利用する公園、広場等を総称したもの。

2)：こども

条例第14条で、乳幼児、児童及び生徒を総称したもの。

(3) 防犯性の高い駐車場等の整備・普及

- ① 駐車場等について、防犯指針に基づく施設整備及び施設改善に努めます。
- ② 大規模小売店舗立地法の指針に基づく駐車場の防犯対策について、店舗を設置しようとする事業者に対し情報提供を行うとともに、犯罪の防止に特に配慮を要する駐車場等において効果的な防犯対策が実施されるよう働きかけを行います。

(4) 防犯環境整備の促進

- ① 防犯性の高い道路・公園・駐車場等が効果的に普及していくよう、市町村や団体等に対し安全で安心なまちづくりの趣旨の浸透を図るとともに、防犯指針等による技術的助言等を行います。
- ② 学校・通学路等におけるこどもの安全確保が適切に図られるよう、学校等の設置者や管理者、通学路等の管理者その他の関係者に対して安全で安心なまちづくりの趣旨の浸透を図るとともに、防犯指針等による技術的助言等を行います。

(5) 防犯カメラ設置者への啓発

防犯カメラは犯罪防止に有効であることから、県内各地で設置が進められています。道路等の公共空間に防犯カメラを設置する者に対して、「防犯カメラ設置及び利用に関する指針」及び「民間の防犯カメラの設置及び利用に関する留意事項」に基づく、プライバシー等に配慮した適正な設置及び運用がなされるよう働きかけを行います。

2 住宅の防犯性の向上

マンション等の共同住宅、一戸建て住宅の防犯性を向上させるため、住宅の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針に基づき、防犯性の高い住宅の普及を促進します。

(1) 防犯性の高い住宅の整備・普及

県営住宅及び県管理の職員住宅について、防犯指針に基づく施設整備に努めるほか、管理者による建物の定期的な点検の促進に努めます。

(2) 防犯環境整備の促進

- ① リーフレットやホームページなどにより、防犯指針その他の情報提供を行い、犯罪被害に遭いにくい住宅の構造、設備等に関する意識啓発を図ります。
- ② 防犯性の高い住宅が効果的に普及していくよう、市町村や団体等に対し安全で安心なまちづくりの趣旨の浸透を図るとともに、防犯指針等による技術的助言等を行います。

(3) 住宅侵入犯罪多発地域への対応

侵入盗被害の多発地域の一般住宅等において効果的な防犯対策が施されるよう、防犯指導・診断を行うほか、必要な情報提供や助言等を行います。

3 繁華街対策の充実

繁華街においては、夜の客引きなどによる地域の生活環境の悪化等も見られることから、防犯パトロールや清掃活動、有害ビラの除去などの取組を地域住民、事業者等、行政、警察が連携して推進するとともに、防犯に配慮した施設・設備の整備についても対策を進め、安全な環境の回復を図ります。

(1) 環境浄化活動の推進

有害な環境の放置による犯罪の誘発を防止するため、環境浄化に関する意識啓発や落書き、有害ビラの除去等を行います。

(2) 協働活動の実施

地域の生活環境やこどもに悪影響を与える有害環境の浄化を図るため、地域住民、事業者等、行政、警察合同の防犯パトロール等の協働活動を行います。

(3) 繁華街における防犯対策の促進

繁華街の犯罪発生状況や地域の特性に応じた効果的な防犯の取組を支援するとともに、他の地域、団体等への波及を促進します。

4 自治体の「都市計画」への反映

新たな都市整備や再開発は、地域全体に防犯の視点を取り入れることのできる有効な機会であることから、都市計画を通じた積極的な安全で安心なまちづくりを促進します。

(1) 防犯に配慮した都市基盤の整備促進

① 土地区画整理事業³⁾区域内の街路灯の配置や歩道等の整備により、副次的に防犯機能の向上が図れるよう、事業主体に対して啓発指導を図ります。

② 市街地再開発事業⁴⁾により整備される共同住宅が、住宅の防犯指針に基づき整備されるよう、事業主体に対して啓発指導を図ります。

用語解説

6-4-(1)-①

3) 土地区画整理事業：

道路や公園などの公共施設の整備が不十分な市街地の一定の区域内で、土地所有者などからその所有する土地を少しずつ提供（減歩）してもらい、これらの土地を公共施設用地に充てて整備することによって、残りの土地（宅地）の利用価値を高め、健全な市街地とする事業。

6-4-(1)-②

4) 市街地再開発事業：

老朽木造家屋が密集して防災上危険な地区や公共施設の整備の遅れている地区を、敷地の共有化と高度利用（中高層の建物を建てることで、容積率を高く保つこと。）を図ることで再整備し、活力あふれる豊かなまちづくりを推進する事業。

5 サイバー空間⁵⁾の安全・安心の確保

サイバー空間は重要な社会経済活動が営まれる公共空間へと変貌を遂げ、県民生活や社会経済活動を支える基盤となっています。また令和6年10月の「県民の安全意識調査」では、犯罪に遭うかもしれない不安な場所について、「インターネット空間」が46.6%と、路上に次ぐ高さとなっており、インターネットを利用した犯罪への不安について、「よくある」「時々ある」の合計が前回の調査を超える69.3%で、7割近くの人が「ある」と回答しています。

そのため、サイバー空間における安全・安心の確保は、犯罪抑止における重要な課題となっています。

(1) 体制の整備と連携強化

教育機関、事業者、県民、行政、警察等が連携協力し、サイバー脅威対策協議会⁶⁾を通じて情報共有を行うとともにサイバー空間の安全・安心に向けた環境整備を促進します。

(2) サイバーセキュリティに関する意識向上のための広報啓発活動の推進

インターネットを利用する県民や民間事業者に対して、不正プログラムや不正アクセス等のサイバー空間における脅威の実態及びサイバーセキュリティに関する広報啓発活動を推進し、「誰も取り残されないサイバーセキュリティ」という気運の醸成を図ることにより、サイバー空間の安全・安心の確保を図ります。

6 鍵かけ防犯対策

犯罪被害に遭わないための自主防犯の基本は「鍵かけ」ですが、本県は侵入盗、乗物盗、車上ねらいのいずれも鍵をかけずに被害に遭う割合が全国平均と比較しても高いことから、県民、事業者、行政、警察等が連携し、犯罪発生件数を減少させる取組の一環として、鍵かけの定着化の取組を推進します。

用語解説

6-5

5) サイバー空間：

コンピュータとネットワークにより構築され、さまざまな情報が行き交う、「場」に見立てられる仮想的な空間のこと。サイバー犯罪の犯行場所という意味で用いられることもある。

6-5-(1)

6) サイバー脅威対策協議会：

名称は「サイバー空間の脅威に対する新潟県産学官民合同対策プロジェクト推進協議会」という。サイバー空間の脅威に対抗するため、関係機関団体等が連携協力して、実態把握と情報共有に務め、対処能力の向上を図り、県民の安全安心の確保を目的とする。

(1) 鍵かけ習慣の定着化への取組

- | |
|--|
| ① 被害多発場所等における防犯診断や広報啓発活動を行います。 |
| ② 学校等と連携し、児童・生徒に対する鍵かけ習慣の定着化を図ります。 |
| ③ 地域の自主防犯ボランティア団体等による「声かけ」「鍵かけ」運動、防犯パトロールなどの取組を推進し、県民の鍵かけ意識の高揚を図ります。 |

(2) 防犯設備等の活用

- | |
|--------------------------------------|
| ① 事業者に対し、防犯性の高い設備の普及を働きかけます。 |
| ② 防犯ガラス等の防犯性能の高い建物部品（CP 部品）の普及を促します。 |

(3) 被害の現状及び無施錠率の情報発信

ホームページ、ひかるくん・ひかりちゃん安心メールなどの広報媒体を活用し、侵入盗、乗物盗、車上ねらいの発生状況や毎月の無施錠率を情報発信します。

(4) 「ロックの日」⁷⁾等における街頭広報活動の推進

毎月6日と9日の鍵かけ「ロックの日」における地域の街頭広報活動を推進するとともに、県民、事業者、行政、警察等が連携して、「鍵かけ」が全ての県民に浸透するよう、県民運動として展開を図ります。
--

用語解説

6-6-(4)

7) **ロックの日**：

警察が、市町村等の関係機関・団体等と連携した地域ぐるみの「鍵かけ」広報啓発活動を集中的に行うための日。

7 犯罪被害者等に対する支援の促進

被害者支援の取組を推進するため、県民等に対する意識啓発を行うほか、犯罪被害者等¹⁾がその受けた被害を回復や軽減し、生活の再構築ができるよう、取組を促進します。

1 犯罪被害者等への支援等

国、市町村、関係機関、団体等と連携し、犯罪被害者等の支援に関する施策を推進します。

(1) 相談窓口等の充実

「犯罪被害者等支援総合窓口」²⁾や警察の「けいさつ相談室」、「性犯罪相談電話『#8103』（ハートさん）」など、相談窓口の充実を図ります。

(2) 関係機関等との連携

犯罪被害者等の必要とする支援は多様であり、そのニーズに応えるためには、関係機関・団体等との連携が必要不可欠であることから、新潟県被害者支援連絡協議会³⁾や警察署単位被害者支援連絡協議会などにおいて、関係機関、関係団体等との連携を推進します。

(3) 犯罪被害者等への情報提供

犯罪被害者等が日常生活や社会生活を円滑に営むことができるよう、情報の提供や助言を行うほか、犯罪被害者等の心情に配慮しながら捜査状況等の説明を行う等、必要な情報を提供します。

(4) 犯罪被害者等に対する精神的、経済的支援

犯罪被害者等の被害による精神的、経済的負担を軽減するための取組を推進します。

用語解説

7

1) 犯罪被害者等：

犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

7-1-(1)

2) 犯罪被害者等支援総合窓口：

県や市町村における犯罪被害者等の支援に関する総合窓口で、必要な支援策の情報提供や各種相談機関の紹介などを行う。

7-1-(2)

3) 被害者支援連絡協議会：

広範多岐にわたる犯罪被害者等のニーズに対応し、総合的な支援を行うため、司法、行政、医療等の被害者支援に関係する機関・団体等により組織された協議会をいう。県域では、平成10年7月に「新潟県被害者支援連絡協議会」が設立され、令和6年4月現在の構成員数42、警察署単位被害者支援連絡協議会は、令和6年4月現在24協議会が活動している。

(5) 啓発活動等の取組

犯罪被害者等を社会全体で支え、県民誰もが安心して暮らすことができるよう、犯罪被害者等の現状及び支援の必要性について、県民等の理解を深めるため、「犯罪被害者支援フォーラム」や「命の大切さを学ぶ教室」等を開催するほか、各種媒体等を通じ広報啓発を行います。

(6) 性暴力・性犯罪被害者のための支援

性暴力や性犯罪の被害者に寄り添い、総合的な支援を可能な限り一か所で提供するワンストップ支援機能を有する「性暴力被害者支援センターにいがた」⁴⁾を設置し、被害者の心身の負担を軽減するとともに性犯罪被害を潜在化させない取組を推進します。

2 犯罪被害者等の支援を行う団体との連携

犯罪被害者等の支援は、行政のみならず犯罪被害者等の支援を行う民間団体⁵⁾が果たす役割が重要であることから、連携・協力して、県民等に対する広報啓発や犯罪被害者等への支援を推進します。

(1) 犯罪被害者等の支援団体の活動促進

犯罪被害者等に対する支援活動を行う民間団体の活動を促進するための支援を進めます。

(2) 犯罪被害者等の支援団体との協働

犯罪被害者等の支援団体と協働して、県民等へ犯罪被害者等支援に関する広報啓発を行います。

(3) 犯罪被害者等早期援助団体⁶⁾に対する情報提供の促進

犯罪被害者等は被害により自ら援助を求めることができない場合があることから、情報提供制度⁷⁾の適切な教示を行い、利用の促進を図り、犯罪被害者等の精神的負担を軽減するとともに、犯罪被害者等が必要とする支援が犯罪被害者等早期援助団体において迅速かつ円滑に提供されるように取り組みます。

用語解説

7-1-(6)

4) 性暴力被害者支援センターにいがた：

性暴力・性犯罪に特化したワンストップ機能を有する相談センター「公益社団法人にいがた被害者支援センター」に対し県が事業を委託して平成28年12月に開設した。（愛称 トキほっとライン）

7-2

5) 犯罪被害者等の支援を行う民間団体：

犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう、犯罪被害者等の抱える様々な問題について支援を行う団体をいう。新潟県では、主に公益社団法人にいがた被害者支援センターが相談、付き添い等の支援活動を行っている。

7-2-(3)

6) 犯罪被害者等早期援助団体：

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等支援に関する法律第23条第1項に基づき、公益社団法人にいがた被害者支援センターが、新潟県公安委員会から指定を受けている。

7) 情報提供制度：

犯罪被害者等の同意を得た場合に、警察から犯罪被害者等早期援助団体に犯罪被害の概要などに関する情報を提供できる制度。

参 考 資 料

新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進会議設置要綱

(目的)

第1 新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例(平成17年新潟県条例第59号)第10条第2項及び第3項に基づき、県民が、安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目指し、犯罪が発生しにくい環境づくりを推進するための県の推進計画及び施策の進捗状況について、検討し、評価することを目的とする「新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進会議」(以下「会議」という。)を設置する。

(役割)

第2 会議は、次の事項について検討する。

- (1) 推進計画に関する必要な事項
- (2) 施策の進捗状況の評価に関する事項
- (3) その他目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3 会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる分野から総務部長が依頼する委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市町村
- (3) 防犯団体
- (4) 自治会
- (5) P T A
- (6) 報道機関
- (7) N P O、ボランティア団体
- (8) 企業・経済団体
- (9) 公募に応じた者

3 会議に座長を置く。

4 座長は、委員の互選によってこれを定める。

5 座長に事故のあるときは、座長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(任期)

第4 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。

2 前項の任期は、1年を超えない範囲内で延長することができる。

3 欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5 会議は、座長が招集する。

2 会議は公開とし、これに必要な事項は別に定める。

3 会議には、必要に応じて、委員以外の関係者の出席及び、意見を求めることができる。

(事務局)

第6 事務局は、総務部県民生活課に置く。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則
この要綱は、平成17年9月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成20年1月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成22年1月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成22年4月12日から施行する。

附 則
この要綱は、平成22年12月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成23年1月31日から施行する。

附 則
この要綱は、平成24年1月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和6年2月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和6年8月1日から施行する。

新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会規約

(名 称)

第1条 この会議は、新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会(以下「推進協議会」という。)と称する。

(目 的)

第2条 推進協議会は、新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例(平成17年新潟県条例第59号)第9条第1項の規定に基づき、県、市町村、県民、事業者、自治会等及び関係機関との協働により、犯罪のない安全で安心な社会を実現するための総合的な取組を推進することを目的とする。

(事 業)

第3条 推進協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する基本的な活動方針を定め、広報、啓発、普及等の事業を実施すること。
- (2) 犯罪のない安全で安心なまちづくりに関し、情報を交換して相互に連携、協力を図ること。
- (3) 犯罪防止のための自主的な活動を推進すること。
- (4) 犯罪防止に配慮した環境整備を促進すること。
- (5) その他目的を達成するために必要な事業に関すること。

(構 成)

第4条 推進協議会は、第2条に規定する目的に賛同し、新潟県内で、安全で安心なまちづくりの活動を展開している団体等(以下「構成団体等」という。)で構成する。

2 推進協議会の構成員は、構成団体等の代表者とする。

(入退会)

第4条の2 推進協議会に加入を希望する団体等は、別に定める加入申込書を会長に提出し、総会の承認を受けるものとする。

2 構成団体等は、別に定める退会届を会長に提出して、退会することができる。

(役 員)

第5条 推進協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、新潟県知事とし、推進協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、新潟県警察本部長、(社)新潟県商工会議所連合会会頭及び新潟県小中学校PTA連合会会長とし、会長を補佐し、会長に事故あるときは、警察本部長である副会長がその職務を代行する。

(総 会)

第6条 推進協議会総会(以下「総会」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 総会は次の事項を審議する。

(1) 犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する活動方針に関すること。

(2) 規約の改廃

(3) その他重要な事項

3 会長は、必要があると認めるときは、総会に構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(幹事会)

第7条 推進協議会の円滑な運営を図るため、幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。

3 幹事長は、新潟県総務部県民生活課長を、副幹事長は、新潟県警察本部 生活安全部 参事官(犯罪抑止総合対策担当)をもって充てる。

4 幹事は、別表に掲げる構成団体等からの推薦される幹事で組織する。

5 幹事会は、幹事長が招集し、その議長となる。

(分科会)

第8条 会長は、推進協議会の下に、特定の事項を検討させるため、分科会を置くことができる。

2 分科会の設置、運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第9条 推進協議会の事務局を新潟県総務部県民生活課及び新潟県警察本部生活安全企画課に置く。

(雑 則)

第10条 この規約に定めるもののほか、推進協議会に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、平成17年10月12日から施行する。

この規約は、平成18年10月11日から施行する。

この規約は、平成19年10月9日から施行する。

この規約は、平成20年10月8日から施行する。

この規約は、平成22年2月17日から施行する。

この規約は、平成22年11月9日から施行する。

この規約は、平成23年11月21日から施行する。

この規約は、平成24年11月26日から施行する。

この規約は、平成25年11月25日から施行する。

この規約は、平成26年10月30日から施行する。

この規約は、平成30年11月22日から施行する。

この規約は、令和元年11月25日から施行する。

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

別表

新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会幹事会

番号	区 分	団 体 名
1	県民・地域団体	新潟県小中学校 PTA 連合会
2		(公財) 新潟県女性財団
3		(社福) 新潟県社会福祉協議会
4		(公社) 新潟県防犯協会
5		(公財) 新潟県暴力追放運動推進センター
6	事業者団体等	(一社) 新潟県商工会議所連合会
7		新潟県金融機関防犯協議会
8		新潟県郵便局防犯連絡会
9		新潟県遊技業協同組合
10		新潟県コンビニエンスストア防犯協議会
11		新潟県自動車販売店協会
12		(一社) 新潟県警備業協会
13	行 政	新潟県 (県民生活課)
14		新潟県警察本部 (生活安全企画課)
15		新潟県教育委員会 (生徒指導課)
16		新潟県市長会

新潟県安全・安心なまちづくり庁内推進本部設置要綱

(目的)

第1条 県民が、安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目指し、犯罪が発生しにくい環境づくりを、全庁を挙げて総合的かつ効果的に推進するため、「新潟県安全・安心なまちづくり庁内推進本部」(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 安全・安心なまちづくりの基本的な方針の策定及び施策の総合的な推進に関すること。
- (2) 「新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会」の連携支援に関すること。
- (3) その他安全で安心なまちづくりの推進上の重要事項に係る協議及び調整に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、知事をもって充てる。
- 3 副本部長は、副知事及び警察本部長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表1に掲げる者をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、推進本部の事務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長が不在のときは、副知事である副本部長がその職務を代行する。

(会議)

第5条 会議は、本部長が招集し、これを主宰する。

- 2 本部長が必要と認めるときは、本部員以外の者に出席を求めることができる。

(幹事会)

第6条 推進本部の円滑な運営に資するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって充てる。
- 3 幹事長は、総務部長をもって充てる。
- 4 副幹事長は、県民生活課長、警察本部生活安全企画課長をもって充てる。
- 5 幹事は、別表2に掲げる者をもって充てる。
- 6 前項の構成員に加え、会議の議題に応じ、会議の構成員たる各部主管課の課長が必要と認める部内各課の課長及び幹事長が必要と認める各課の課長を構成員とすることができる。
- 7 幹事会は、幹事長が招集し、これを主宰する。

(ワーキンググループ)

第7条 幹事会の円滑な運営に資するため、ワーキンググループを置く。

- 2 ワーキンググループは、別表2に掲げる関係課により構成し、係長クラス実務担当者

をもって充てる。

3 ワーキンググループリーダー（以下「リーダー」という。）は、県民生活課参事をもって充てる。

4 ワーキンググループは、リーダーが招集し、これを主宰する。

（事務局）

第8条 推進本部の事務局は、県民生活課に置く。

（その他）

第9条 この要領に定めるもののほか、推進本部の運営等に関し必要な事項は、本部長が定める。

附則

この要綱は、平成16年6月2日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(別表 1)

本 部 員	知事政策局長
	総務部長
	環境局長
	防災局長
	福祉保健部長
	産業労働部長
	観光文化スポーツ部長
	農林水産部長
	農地部長
	土木部長
	交通政策局長
	病院局長
	企業局長
	教育長
	警察本部生活安全部長

(別表 2)

幹 事	知事政策局	政策企画課長
		広報広聴課長
	総務部	財政課長
		県民生活課長
	環境局	環境政策課長
	防災局	防災企画課長
	福祉保健部	福祉保健総務課長
		こども家庭課長
	産業労働部	産業政策課長
	観光文化スポーツ部	観光企画課長
	農林水産部	農業総務課長
	農地部	農地管理課長
	土木部	監理課長
	交通政策局	交通政策課長
	病院局	総務課長
	企業局	総務課長
	教育庁	総務課長
		生涯学習推進課長
		保健体育課長
	警察本部	生活安全企画課長
		少年課長

新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例

平成 17 年 7 月 22 日

新潟県条例第 59 号

新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例をここに公布する。

新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条―第 10 条）
- 第 2 章 県民等による犯罪防止のための自主的な活動の促進（第 11 条―第 13 条）
- 第 3 章 学校等における安全確保等（第 14 条―第 17 条）
- 第 4 章 道路等の防犯性の向上（第 18 条・第 19 条）
- 第 5 章 住宅の防犯性の向上（第 20 条―第 22 条）
- 第 6 章 事業活動における防犯への配慮（第 23 条―第 25 条）
- 第 7 章 犯罪被害者等に対する支援（第 26 条）
- 第 8 章 防犯カメラの設置等の場合における配慮（第 27 条）
- 第 9 章 指針の策定手続（第 28 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、犯罪のない安全で安心なまちづくり（以下「安全で安心なまちづくり」という。）について、基本理念を定め、県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、犯罪を未然に防止する環境を整備するための基本的な事項を定め、もって県民が安全に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第 2 条 安全で安心なまちづくりは、自らの安全は自ら守る、地域の安全は地域自ら守る、という防犯意識の下に、県民、事業者及び自治会その他の地域的な共同活動を行う団体（以下「自治会等」という。）（以下「県民等」と総称する。）による犯罪の防止のための自主的な活動を基本としなければならない。

2 安全で安心なまちづくりは、県、市町村及び県民等が、それぞれの役割についての相互理解の下に連携し、及び協力して推進されなければならない。

3 安全で安心なまちづくりは、基本的人権を尊重して行われなければならない。

（県の責務）

第 3 条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、安全で安心なまちづくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、この条例に基づく施策の実施に当たっては、国及び市町村との連絡調整を緊密に行うものとする。

（県民の役割）

第4条 県民は、基本理念にのっとり、安全で安心なまちづくりについて理解を深め、日常生活における自らの安全の確保に積極的に努めるとともに、安全で安心なまちづくりを推進するよう努めるものとする。

2 県民は、県がこの条例に基づき実施する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、安全で安心なまちづくりについて理解を深め、当該事業者が所有し、又は管理する施設及びその事業活動に関し、自ら安全の確保に努めるとともに、安全で安心なまちづくりを推進するよう努めるものとする。

2 事業者は、県がこの条例に基づき実施する施策に協力するよう努めるものとする。

（自治会等の取組）

第6条 自治会等は、基本理念にのっとり自主的な活動に取り組むとともに、地域の実情に応じてその地域において行われる犯罪の防止に関連する各種活動と連携して、安全で安心なまちづくりに取り組むよう努めるものとする。

（市町村への支援及び協力）

第7条 県は、安全で安心なまちづくりの推進に果たす市町村の役割の重要性にかんがみ、市町村が実施する安全で安心なまちづくりに関する施策について、必要な支援及び協力を行うものとする。

（財政上の措置）

第8条 県は、安全で安心なまちづくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（推進体制の整備）

第9条 県は、安全で安心なまちづくりに関する施策を推進するため、県、市町村、県民等及び関係機関が意見を交換し、並びに相互に連携し、及び協力することがでる体制を整備するものとする。

2 県は、市町村が行う安全で安心なまちづくりの推進体制の整備に当たっては、情報の提供、技術的助言その他の必要な支援を行うものとする。

（推進計画の策定等）

第10条 県は、安全で安心なまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、安全で安心なまちづくりに関する推進計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

2 県は、推進計画を策定し、又は変更するに当たっては、県民等の意見を聴くとともに、公表するものとする。

3 県は、推進計画の進捗状況について、公表するとともに、県民等が評価を行うための措置を講ずるものとする。

第2章 県民等による犯罪防止のための自主的な活動の促進

（広報及び啓発）

第 11 条 県は、安全で安心なまちづくりに関し、必要な広報活動及び啓発活動を行うものとする。

2 県は、県民等の安全で安心なまちづくりへの関心及び理解を深めるため、安全で安心なまちづくり旬間を設ける。

3 安全で安心なまちづくり旬間は、10 月 11 日から同月 20 日までとする。

（県民等の自主的な活動の促進）

第 12 条 県は、県民等が行う安全で安心なまちづくりに関する自主的な活動を促進するため、県民等に対する必要な情報の提供、助言その他の措置を講ずるものとする。

（高齢者等の安全確保）

第 13 条 県は、高齢者、子どもその他特に防犯上の配慮を要する者が犯罪による被害を受けないようにするため、市町村及び県民等が連携して地域ぐるみの支え合いが行われるように、県民等に対する必要な情報の提供、助言その他の措置を講ずるものとする。

第3章 学校等における安全確保等

（学校等における安全確保）

第 14 条 幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の学校及び保育所等の児童福祉施設（以下「学校等」という。）を設置し、又は管理する者は、学校等において乳幼児、児童及び生徒（以下「子ども」という。）が犯罪による被害を受けないようにするための安全の確保（以下「安全確保」という。）に努めるものとする。

2 知事、教育委員会及び公安委員会は、共同して、安全確保のための指針を定めるものとする。

（安全確保の体制整備等）

第 15 条 学校等を設置し、又は管理する者は、必要があると認めるときは、その所在地を管轄する警察署その他の関係機関の職員、子どもの保護者及び地域における犯罪の防止のための自主的な活動を行う県民等の参加を求めて、安全確保に係る対策を推進するための体制を整備するよう努めるものとする。

2 県は、学校等を設置し、又は管理する者に対し、当該学校等における安全確保に係る対策の実施について、必要な情報の提供、助言等を行うよう努めるものとする。

（安全確保に係る教育の充実）

第 16 条 県は、学校等、家庭及び地域と連携して、子どもが犯罪に遭わないための教育及び犯罪を起こさないための教育の充実が図られるよう努めるものとする。

（通学路等における安全確保）

第 17 条 通学、通園等の用に供される道路及び子どもが日常的に利用する公園、広場等（以下「通学路等」という。）を管理する者、子どもの保護者、学校等を管理する者、当該学校等の所在する地域の住民及び通学路等の所在する地域を管轄する警察署長は、連携して、通学路等における安全確保のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 知事、教育委員会及び公安委員会は、共同して、通学路等における安全確保のための指針を定めるものとする。

第4章 道路等の防犯性の向上

（犯罪防止に配慮した道路等の普及）

第18条 県は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場（以下「道路等」という。）の普及に努めるものとする。

2 知事及び公安委員会は、共同して、道路等について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針を定めるものとする。

（犯罪防止に配慮した駐車場の整備等）

第19条 自動車駐車場又は自転車駐車場（以下「駐車場」と総称する。）を設置し、若しくは設置しようとし、又は管理し、若しくは管理しようとする者は、前条第2項の指針に基づき、当該駐車場を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 ぱちんこ屋その他の駐車場における犯罪の防止に特に配慮を要する施設として公安委員会規則で定める施設に駐車場を設置しようとする者は、その所在地を管轄する警察署長に防犯上の意見を求めるよう努めるものとする。

3 前項の規定により意見を求められた警察署長は、犯罪の防止のために必要な助言を行うものとする。

第5章 住宅の防犯性の向上

（犯罪防止に配慮した住宅の普及）

第20条 県は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する住宅の普及に努めるものとする。

2 知事及び公安委員会は、共同して、住宅について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針を定めるものとする。

（住宅の犯罪防止への配慮）

第21条 住宅の建築主及び住宅を設計し、建築し、又は供給しようとする事業者（以下「建築主等」という。）並びに共同住宅を所有し、又は管理する者は、前条第2項の指針に基づき、当該住宅を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（住宅の防犯性向上のための情報提供等）

第22条 県は、建築主等、住宅を所有し、又は管理する者等に対し、住宅の防犯性の向上のために必要な情報の提供、助言その他必要な措置を講ずるものとする。

第6章 事業活動における防犯への配慮

（防犯責任者の設置等）

第23条 事業者は、その所有し、又は管理する施設及び事業活動における防犯上の安全の確保のため、事業所ごとの実情に応じて、従業員への防犯教育、防犯設備の維持管理等

を行う責任者を設置するなど、犯罪の防止に関する必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（犯罪防止に配慮した店舗等の整備等）

第24条 次に掲げる事業者は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する店舗の整備に努めるものとする。

(1) 銀行、信用金庫、労働金庫、農林中央金庫、株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫、信用組合、農業協同組合、信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会及び貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第2項に規定する貸金業者並びに郵便局株式会社（以下「金融機関等」と総称する。）

(2) ぱちんこ屋を営む者

(3) 深夜（午後10時から翌日の午前6時までの間をいう。）において小売業を営む店舗で公安委員会規則で定めるもの（以下「特定小売店舗」という。）において事業を営む者

2 警察署長は、その管轄区域において金融機関の店舗、ぱちんこ屋の店舗、特定小売店舗その他犯罪の発生するおそれが特にあると認められる店舗を設置し、若しくは設置しようとし、又は管理し、若しくは管理しようとする者に対し、当該店舗等の防犯性の向上のために必要な情報の提供、助言その他必要な措置を講ずるものとする。

（犯罪防止に配慮した自動車等の普及）

第25条 自動車、原動機付自転車又は自転車（以下「自動車等」という。）の販売を業とする者は、犯罪の防止に配慮した構造及び装置を有する自動車等の普及に努めるものとする。

第7章 犯罪被害者等に対する支援

第26条 県は、犯罪等（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。）により害を被った者及びその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）の権利利益の保護を図るため、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の活動を促進するための支援その他の犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し、実施するものとする。

2 県は、前項の施策の実施に当たっては、国、市町村その他の関係機関並びに前項に規定する民間の団体と連携して行うものとする。

第8章 防犯カメラの設置等の場合における配慮

第27条 道路、公園その他の不特定多数の者が出入りする公共の場所に防犯カメラ（犯罪の防止を目的として継続的に設置される映像機器及びこれに附属する機器をいう。以下同じ。）を設置し、及び利用する場合には、その設置者は、次項の指針に基づき、人権を侵害することのないように配慮するものとする。

2 知事及び公安委員会は、共同して、防犯カメラの設置及び利用に関する指針を定めるものとする。

第9章 指針の策定手続

第 28 条 知事、教育委員会又は公安委員会は、第 14 条第 2 項、第 17 条第 2 項、第 18 条第 2 項、第 20 条第 2 項及び前条第 2 項の指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、県民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 知事、教育委員会又は公安委員会は、前項に規定する指針を定め、又は変更したときは、これを公表するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(検討)

2 県は、この条例の施行後 3 年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則(平成 19 年条例第 48 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年条例第 60 号)

この条例は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 115 号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(施行の日=平成 19 年 12 月 19 日)

附 則(平成 20 年条例第 24 号)

この条例は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例施行規則

平成 17 年 7 月 22 日
新潟県公安委員会規則第 17 号

新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例施行規則を次のように定める。

新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例(平成 17 年新潟県条例第 59 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(特定施設)

第 2 条 条例第 19 条第 2 項に規定する駐車場における犯罪の防止に特に配慮を要する施設は、次に掲げるものとする。

- (1) ぱちんこ屋
- (2) 大規模小売店舗立地法(平成 10 年法律第 91 号)第 2 条第 2 項に規定する大規模小売店舗

(特定小売店舗)

第 3 条 条例第 24 条第 1 項第 3 号に規定する犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する店舗の整備に努めるものとする特定小売店舗は、次に掲げるものとする。

- (1) スーパーマーケット(セルフサービス店(売場面積の 50 パーセント以上についてセルフサービス方式を採用している店舗をいう。以下同じ。))で、衣食住に関する各種の商品を販売し、その売場面積が 250 平方メートル以上のものをいう。)
- (2) コンビニエンスストア(飲食料品を中心に販売し、かつ、1 日 14 時間以上営業しているセルフサービス店で、その売場面積が 250 平方メートル未満のものをいう。)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例(平成 17 年新潟県条例第 59 号)第 14 条第 2 項の規定に基づき、安全確保のための指針を次のように定める。

平成 17 年 10 月 20 日

新 潟 県 知 事 泉田 裕彦
新潟県教育委員会委員長 敦井 栄一
新潟県公安委員会委員長 小林 宏一

学校等における子どもの安全確保のための指針

第 1 通則

1 目的

この指針は、新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例（平成 17 年新潟県条例第 59 号）第 14 条第 2 項の規定に基づき、乳幼児、児童及び生徒（以下「子ども」という。）の安全を確保するための必要な方策を示すことにより、学校等（※注）における子どもの安全確保を図ることを目的とする。

2 基本的な考え方

- (1) この指針は、学校等を設置し、又は管理する者（以下「学校等の管理者等」という。）に対して、学校等における子どもの安全を確保するための具体的方策等を示すものである。
- (2) この指針は、関係法令等を踏まえ、学校等の管理体制の整備状況等、地域や学校等の実情に応じて運用するものとする。
- (3) この指針は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第 2 具体的方策等

学校等の管理者等は、子どもの安全を確保するため、その責任者（安全主任等をいう。）の設置及び教職員等による校内組織の整備を行うことにより、安全管理体制を確立するとともに、保護者、地域、関係機関及び関係団体との連携を図り、安全推進体制の整備に努めるものとする。

1 安全確保対策

学校等の管理者等は、平常時における安全体制を確立するため、次のような対策の実施に努めるものとする。

- (1) 正当な理由なく学校等に立ち入ろうとする者（以下「不審者」という。）の侵入防止策の策定
 - ① 出入口の限定
 - ② 門扉の施錠等の措置
 - ③ 不審者の侵入を禁止する旨の立て札、看板の設置
 - ④ 来訪者用の入口及び受付の明示

- ⑤ 来訪者に対する名簿の記入及び来訪者証の使用の要請
- ⑥ 子どもの送迎時における保護者の確認
- ⑦ 来訪者へのあいさつ、声掛けの励行
- ⑧ 不審者の侵入を防ぐための防犯カメラ等監視装置の効果的な運用
- ⑨ 不審者の侵入防止や死角の排除等を目的とした教室、職員室等の配置の検討
- ⑩ 不審者が侵入しようとし、又は侵入した場合に対処するための防犯ベル等の緊急通報装置の設置
- ⑪ 巡視、巡回の実施
- (2) 校外活動時における安全確保策の策定
 - ① 防犯ブザーの貸与、携行等
 - ② 校外活動訪問先等の校外機関との連絡・連携
 - ③ 校外活動時の連絡通報体制の整備
- (3) 休日等における安全確保策の策定
 - ① 始業前、放課後、部活動が行われる休日等（以下「休日等」という。）の活動における防犯体制の整備
 - ② 学校等の開放時における安全確保に必要な人員の配置
- (4) 「不審者侵入時の危機管理マニュアル」（以下「危機管理マニュアル」という。）の策定

2 施設・設備の点検及び整備

学校等の管理者等は、学校等の安全管理を徹底するため、次のような施設・設備の点検及び整備に努めるものとする。

- ① 門扉、囲障、外灯、施設の出入口、窓、鍵等
- ② 防犯警報装置（警報ベル、ブザーなど）、防犯カメラ等の防犯設備
- ③ 校内放送設備等の通報装置、警察等への非常通報装置等の防犯設備
- ④ 死角の原因となる障害物（植栽等）
- ⑤ 避難の妨げとなる障害物（植栽等）
- ⑥ さすまた、防犯スプレーその他の不審者侵入に備えた防犯用具等

3 緊急時に備えた安全体制の確立

学校等の管理者等は、不審者が侵入し、子どもに危害が及ぶ危険が迫った場合等の緊急時に備えるため、「危機管理マニュアル」に基づき、次の事項の徹底に努めるものとする。

- ① 教職員等の危機管理意識の向上を図るための研修・訓練の計画及び実施
- ② 子どもの安全確保に有効な用具（さすまた等）の設置場所や使用方法
- ③ 職員室等への緊急連絡方法（緊急通報装置等の設置場所や使用方法等）
- ④ 子どもの避難誘導方法
- ⑤ 警察署、消防署等の関係機関への通報方法
- ⑥ 保護者、地域への連絡方法
- ⑦ 子どもの登下校方法
- ⑧ 遠足等校外での教育活動における緊急時の連絡方法
- ⑨ 休日等の緊急連絡方法

4 関係団体、関係機関等との連携

(1) 保護者、地域及び関係団体との連携

学校等の管理者等は、保護者、地域及び関係団体（ＰＴＡ、自治会、青少年育成団体等）と連携し、子どもの安全を確保するため、次のような対策の実施に努めるものとする。

- ① 学校等の敷地内及び周辺パトロールの協力体制の確立
- ② 「こども１１０番の家」との連絡協力
- ③ 不審者を発見した場合の学校等への通報体制の確立
- ④ 不審者情報等の周知の方法の確立
- ⑤ 子どもの登下校時等における見守り活動

(2) 市町村、警察署、消防署その他の関係機関との連携

学校等の管理者等は、市町村、警察署、消防署その他関係機関との連携を図り、子どもの安全を確保するため、次のような対策の実施に努めるものとする。

- ① 学校等の内外の巡回及び安全確保のための協力体制の確立
- ② 関係機関の協力による安全教室、防犯訓練、緊急救命訓練等の実施
- ③ 緊急時の連絡体制の確立
- ④ 医療機関等との連携による心のケアを含めた対応
- ⑤ 近隣学校を含めた関係機関による不審者情報等の相互連絡体制の確立

（注）「学校等」とは、次の施設をいう。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)
- (2) 学校教育法第83条の2に規定する専修学校のうち高等課程にかかるもの
- (3) 学校教育法第83条第1項に規定する各種学校で、主として外国人の児童、生徒又は幼児に対して学校教育に類する教育を行うもの
- (4) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する児童福祉施設及びへき地保育所
- (5) 児童福祉法第6条の2第12項に規定する事業（放課後児童健全育成事業）を行う施設

新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例(平成 17 年新潟県条例第 59 号)第 17 条第 2 項の規定に基づき、通学路等における安全確保のための指針を次のように定める。

平成 17 年 10 月 20 日

新 潟 県 知 事	泉田 裕彦
新潟県教育委員会委員長	敦井 榮一
新潟県公安委員会委員長	小林 宏一

通学路等における子どもの安全確保のための指針

第 1 通則

1 目的

この指針は、新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例(平成 17 年条例第 59 号)第 17 条第 2 項の規定に基づき、乳幼児、児童及び生徒(以下「子ども」という。)の安全を確保するための必要な方策を示すことにより、通学、通園等の用に供される道路及び子どもが日常的に利用する公園、広場等(以下「通学路等」という。)における子どもの安全確保を図ることを目的とする。

2 基本的な考え方

- (1) この指針は、通学路等における子どもの安全確保のための具体的方策等を示すものである。
- (2) この指針は、関係法令等を踏まえ、通学路等の状況、地域住民の意見等、地域や学校等(※注 1)の実情に応じて運用するものとする。
- (3) この指針は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第 2 具体的方策等

1 地域ぐるみの安全確保の取組

通学路等を管理する者、子どもの保護者、学校等を管理する者、地域住民及び通学路等の所在する地域を管轄する警察署長は、連携して、次により通学路等の安全確保に努めるものとする。

- (1) 推進体制の整備
安全確保に向けた情報・意見の交換及び活動を推進するための協力体制の整備
- (2) 不審者情報の共有化等
 - ① 通学路等における不審者のはいかい、子どもの未帰宅等の事案に関する情報の警察への早期通報
 - ② 地域における情報共有化のための連絡体制や、これらの情報に応じたパトロール実施等の迅速な対応を講ずるためのシステムの整備
- (3) 通学路等の安全点検・パトロール活動の実施
通学路等における犯罪を防止するための、地域ぐるみの体制の整備による安全点検やパトロール活動の実施
- (4) 関係者への協力要請
通学路等において、犯罪を防止する上で特に配慮すべき事項や危険箇所を把握した場

合における、その管理者等に対する改善要望及び通学路等の安全性を向上させるための関係者への協力要請

(5) 安全情報の周知

通学路等における危険箇所、地下道等の特に安全上注意を払うべき場所、緊急時に避難できる交番・駐在所、「こども 110 番の家」等の所在を記載した安全マップの作成・配布等、子どもの安全確保にかかる情報の周知及び注意喚起を図るための取組

2 学校等の体制整備及び安全教育等の推進

(1) 学校等の体制整備

学校等の管理者は、子どもの安全を確保するため、その責任者（安全主任等）の設置及び教職員等による校内体制の整備を行うことにより安全管理体制を確立するとともに、保護者、地域及び関係機関・団体（以下「関係機関等」という。）と連携し、安全推進体制の整備に努めるものとする。

(2) 通学路の指定

学校等の管理者は、保護者及び関係機関等と連携し、地域の実情に応じた安全な通学路の指定に努めるものとする。

(3) 安全教育等の推進

学校等の管理者は、保護者及び関係機関等と連携し、次により安全教育等の推進に努めるものとする。

① 実践的な安全教育の実施

ア 危険を予測し回避する能力や、危険に遭遇した場合の具体的な対処方法を身に付けさせるための実践的な指導

イ 安全マップ作成への子どもの参画及び安全マップを活用した危険箇所の周知等

ウ 不審者に遭遇した場合等における、警察への通報及び保護者や学校等への速やかな連絡の徹底

エ 複数名による登下校等の指導

② 保護者に対する要請等

家庭における安全教育の実施及び子どもが不審者に遭遇した場合や子どもの未帰宅事案が発生した場合の速やかな 110 番通報等の要請

3 通学路等における安全な環境の整備基準

次の基準により、通学路等における安全な環境の整備に努めるものとする。

(1) 防犯灯等の整備

防犯灯、道路照明灯等により、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度（※注 2）が確保されていること。

(2) 見通しの確保

周囲からの見通しが確保されていること。ただし、死角となる物件又は箇所がある場合は、死角を解消するためのミラー等の設備が整備されていること。

なお、通学路については、降雪期には除排雪による見通しの確保に配慮すること。

(3) 歩車道の分離等

道路については、構造上可能な場合は、歩道と車道とが分離されていること。また、歩車道の分離が不可能な場合は、防護柵の設置等の工夫により安全が確保されていること。

なお、降雪期には除排雪による歩車道の幅員確保に配慮すること。

(4) 緊急時の子どもの保護拠点の設置

通学路等の周辺に「こども 110 番の家」等の緊急時に子どもを保護する拠点が設けられ、また、必要に応じて防犯ベル等の防犯設備等が設けられていること。

(5) 子どもの安全確保上特に注意を払うべき通学路等への防犯設備の設置

地下道等の子どもの安全確保上特に注意を払うべき箇所には、防犯ベル等の通報装置が設けられていること。

(6) その他の安全対策

通学路等の実情に応じ、危険箇所の注意表示、施設の安全点検、駐車禁止、車の進入規制等の措置を講ずること。

(注 1) 「学校等」とは、次の施設をいう。

(1) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校(大学を除く。)

(2) 学校教育法第 83 条の 2 に規定する専修学校のうち高等課程にかかるもの

(3) 学校教育法第 83 条第 1 項に規定する各種学校で、主として外国人の児童、生徒又は幼児に対して学校教育に類する教育を行うもの

(4) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条に規定する児童福祉施設及びへき地保育所

(5) 児童福祉法第 6 条の 2 第 12 項に規定する事業(放課後児童健全育成事業)を行う施設

(注 2) 「人の行動を視認できる程度以上の照度」とは、4 メートル先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度以上の照度をいい、平均水平面照度(床面又は地面における平均照度をいう。)が概ね 3ルクス以上のものをいう。

新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例(平成 17 年新潟県条例第 59 号)第 18 条第 2 項の規定に基づき、道路等について、犯罪防止に配慮した構造、設備等に関する指針を次のように定める。

平成 17 年 10 月 20 日

新 潟 県 知 事 泉田 裕彦
新潟県公安委員会委員長 小林 宏一

道路等の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針

第 1 通則

1 目的

この指針は、新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例（平成 17 年新潟県条例第 59 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場（以下「道路等」という。）について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する方策を示し、防犯性の高い道路等を普及させることにより、犯罪を未然に防止する環境を整備することを目的とする。

2 基本的な考え方

- (1) この指針は、公共の場所として不特定かつ多数の者が利用する道路等を対象とする。
- (2) この指針は、道路等を設置し、又は管理する者及びこれらの者以外の者で道路等に防犯対策を講じようとする者に対し、防犯性の向上に係る企画・設計及び施設整備上配慮すべき事項を示し、その自発的な取組を促すものであり、何らかの義務を負わせ、又は規制を課すものではない。
- (3) この指針の規定は、道路等に占用物件を設置し、又は管理する者（道路等の管理者等を除く。）においても配慮すべきものである。
- (4) この指針の適用に当たっては、関係法令の制約等に配慮し、対応が困難と判断される項目については除外する。
また、この指針に基づく施策の推進に当たっては、道路等における犯罪の発生状況、地域住民等の要望等を勘案するとともに、関係者と協議し、特に犯罪の防止への配慮が必要な道路等を選定した上で実施することとし、県民等との協働による取組により一層の防犯性の向上に努めるものとする。
- (5) この指針は、社会状況の変化や技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第 2 配慮すべき事項

1 道路

(1) 歩道と車道の分離

道路の構造や周辺の状況等を勘案し、必要に応じ防護柵や植栽等により歩道と車道が分離されたものであること。

(2) 見通しの確保

安全施設や植栽等について、種類や配置が考慮され、道路における見通しが確保され

ていること。

(3) 明るさの確保

防犯灯及び道路照明灯（注１）が適切に設置されることにより、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度（注２）が確保されること。

(4) 防犯設備の設置

地下道等の防犯上特に注意を払うべき箇所においては、必要に応じ防犯ベル等の防犯設備が設置されていること。

2 公園

(1) 見通しの確保

植栽については、園路に極力死角をつくらないように配置されるとともに、見通しを確保するため、下枝のせん定等の措置がとられていること。

(2) 見通しに配慮した遊具の設置

遊具については、周辺から見通すことができるような配置になっていること。

(3) 防犯設備の設置

公園内に防犯ベル等の防犯設備が設置されていること。

(4) 明るさの確保

園路における公園灯等により、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度が確保されていること。

(5) 便所を設置する場合の配慮事項

公園内に便所を設置する場合は、次に定める項目に配慮すること。

- ① 園路及び道路から近い場所等、周囲からの見通しが確保された場所に設置されていること。
- ② 建物の入口付近及び内部において、人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度(注３)が確保されていること。
- ③ 個室等で非常事態が発生した場合に備え、防犯ベル等が設置されていること。

3 自動車駐車場及び自転車駐車場

(1) 見通しの確保及び区分

自動車駐車場及び自転車駐車場（以下「駐車場等」という。）の外周は、周辺の状況等を勘案し、周囲からの見通しが確保できるフェンス等で区分された構造とすること。

(2) 具体的措置

駐車場等の管理にあたっては、その規模に応じて次の防犯上の対策のうち必要と考えられる措置を講ずるものとする。

- ① 管理者が常駐し、又は巡回する。
- ② 管理者がモニターするためのカメラを設置する。
- ③ 死角をなくすためのミラーその他の防犯設備を設置する。
- ④ チェーン用バーラック、サイクルラック等の設置等の自転車の盗難防止措置を講ずる。

(3) 明るさの確保

地下又は屋内の駐車場等については、駐車のために供する部分の床面において3ルクス以上、車路の路面において10ルクス以上、屋外の駐車場については、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度を確保すること。ただし、これらの照度の確保に代

えて、門扉等による閉鎖その他の防犯対策を講ずる場合はこの限りでない。

注1)「道路照明灯」とは、道路交通の安全、円滑な利用を図ることを目的に交差点や横断歩道等に道路照明施設設置基準に基づき、道路管理者が設置する交通安全施設の一つである。

注2)「人の行動を視認できる程度以上の照度」とは、4メートル先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度以上の照度をいい、平均水平面照度（床面又は地面における平均照度をいう。以下同じ。）が概ね3ルクス以上のものをいう。

注3)「人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度」とは、10メートル先の人の顔、行動が明確に識別でき、誰であるか明確にわかる程度以上の照度をいい、平均水平面照度が概ね50ルクス以上のものをいう。

新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例(平成 17 年新潟県条例第 59 号)第 20 条第 2 項の規定に基づき、住宅について、犯罪防止に配慮した構造、設備等に関する指針を次のように定める。

平成 17 年 10 月 20 日

新 潟 県 知 事 泉田 裕彦
新潟県公安委員会委員長 小林 宏一

住宅の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針

第 1 通則

1 目的

この指針は、新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例（平成 17 年新潟県条例第 59 号）第 20 条第 2 項の規定に基づき、一戸建住宅、長屋建住宅及び共同住宅（以下「住宅」という。）について、犯罪の防止に配慮した構造及び設備等に関する方策を示し、防犯性の高い住宅を普及させることにより、犯罪を未然に防止する環境を整備することを目的とする。

2 基本的な考え方

- (1) この指針は、新築、増改築又は修繕（模様替えを含む。）をしようとする住宅を対象とする。
ただし、修繕の場合はその修繕の内容に応じて該当する事項を適用する。
- (2) この指針は、住宅の建築主及び住宅を設計し、建築し、又は供給しようとする事業者並びに共同住宅を所有し、又は管理する者に対し、住宅及びその周辺環境の実情に応じて住宅の防犯性の向上に係る企画又は計画上参考となる手法等を示すものであり、何らかの義務を負わせ、または規制を課すものではない。
- (3) この指針の運用に当たっては、建築関係法令、建築計画上の制約等に配慮し、住宅の建築主等による対応が困難と判断される項目については除外する。
- (4) この指針は、社会状況の変化や技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第 2 住宅の構造及び設備上配慮すべき事項

1 一戸建住宅及び長屋建住宅

(1) 玄関

① 玄関の位置

周囲からの見通しが確保された位置に配置すること。

② 玄関扉

玄関扉はスチール製等の破壊が困難な材質とし、デッドボルト（かんぬき）が外部から見えない等のこじ開け防止に有効な構造とすること。

③ 玄関扉の錠

玄関扉の錠は、破壊が困難なものとする。

また、ピッキング、サムターン回し及びカム送り(※注1)等による開錠が困難な構造又は開錠を困難にする措置を講ずること。

なお、主錠の他に補助錠を設置すること。

④ 玄関扉のドアスコープ、ドアチェーン等

住宅の玄関扉は、外部の様子を見通すことが可能なドアスコープ等を設置したものとするとともに、錠の機能を補完するドアチェーン等を設置すること。

また、玄関の外側との間で通話が可能な機能を有するインターホン等を設置すること。

(2) 窓

住宅の窓（侵入のおそれのない小窓を除く。以下同じ。）については、錠付クレセント、補助錠の設置等侵入防止に有効な措置を講ずること。

また、法令等に支障のない範囲において、破壊が困難なガラスの使用、面格子や防犯フィルムの取付等侵入防止に有効な措置をすること。

(3) バルコニー

① バルコニーの配置

住宅のバルコニーは、縦樋、樹木、駐車場又は物置の屋根等を足場として侵入ができない位置に配置すること。やむを得ず縦樋等がバルコニーに接近する場合には、手すりを高くするなどのバルコニーへの侵入防止に有効な措置を講ずること。

② バルコニーの手すり

住宅のバルコニーの手すりは、プライバシーの確保、転落防止及び構造上支障のない範囲において、見通しが確保された構造のものとすること。

(4) その他

① 物置、塀及び生垣等

物置、塀、生垣等は、周囲からの見通しを妨げるものとならないよう配慮するとともに、侵入の足掛かりにならないように適切な場所へ配置すること。

② 空調室外機、配管、縦樋等

空調室外機、配管、縦樋等は、侵入の足掛かりにならないよう配慮すること。

③ 駐車場、自転車置場及びオートバイ置場

駐車場、自転車置場及びオートバイ置場は、道路、玄関又は居室の窓等から見通しが確保された位置に配置するとともに、照明設備の設置及び盗難防止の措置等を講ずること。

④ センサー付照明

夜間における不審者への威嚇や、居住者の帰宅時に周囲の様子が視認できるように、玄関付近等へ常時点灯する照明または人の動きを感知して点灯するセンサー付の照明を設置すること。

2 共同住宅

(1) 共用部分

① 共用出入口

ア 共用出入口の配置

共用出入口は、周囲からの見通しが確保された位置に配置すること。

見通しが確保されない場合には、防犯設備等見通しを補完する対策を講ずること。

と。

イ 共用出入口の照明設備

人の顔及び行動を識別できる程度以上の照度(※注2)を確保すること。

② 管理人室

管理人室を設置する場合は、共用出入口、共用メールコーナー（宅配ボックスを含む。以下同じ。）及びエレベーターホールを見通せる構造とし、又はこれらに近接した位置に配置すること。

③ 共用メールコーナー

ア 共用メールコーナーの配置

共用メールコーナーは、共用出入口、エレベーターホール又は管理人室等からの見通しが確保された位置に配置すること。

イ 共用メールコーナーの照明設備

共用メールコーナーの照明設備は、人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度(※注3)を確保することが出来るものとする。

ウ 郵便受箱

郵便受箱は、施錠可能なものとする。また、共用玄関にオートロックシステムを導入する場合には、壁貫通型（投入口を玄関扉の外側に設け、受取口を内側に設けた構造のものをいう。）とする。

④ エレベーターホール

ア エレベーターホールの配置

共用玄関の存する階のエレベーターホールは、共用玄関又は管理人室等からの見通しが確保された位置に配置すること。

イ エレベーターホールの照明設備

エレベーターホールの照明設備は、人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度を確保することが出来るものとする。

⑤ エレベーター

ア エレベーターの連絡及び警報装置

エレベーターは、非常時において押しボタン、インターホン等によりかご内から外部に連絡又は吹鳴する装置が設置されたものとする。

イ エレベーターの扉

エレベーターのかご内及び昇降路の出入口の扉は、エレベーターホールからかご内を見通せる構造の窓が設置されたものとする。

ウ エレベーターの照明設備

エレベーターのかご内の照明設備は、人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度を確保することが出来るものとする。

⑥ 共用廊下、共用階段

ア 共用廊下、共用階段の構造等

共用廊下及び共用階段は、エレベーターホール等周囲からの見通しが確保された位置に配置すること。

また、各住戸のバルコニー等に近接する部分については、当該バルコニー等に侵入しにくい構造とする。

共用階段のうち、屋外に設置されたものについては、住棟外部からの見通しが確

保され、また、屋内に配置されるものについては、各階において階段室が共用廊下に常時開放されたものとする。

イ 共用廊下、共用階段の照明設備

共用廊下及び共用階段の照明設備は、人の顔及び行動を識別できる程度以上の照度を確認することが出来るものとする。

⑦ 自転車置場及びオートバイ置場（以下「自転車置場等」という。）

ア 自転車置場等の配置

自転車置場等は、道路等、共用出入口又は居室の窓等から見通しが確保された位置に配置すること。

屋内に設置する場合には、構造上支障のない範囲において、外部から自転車置場等を見通すことが可能となるように開口部を確保すること。

イ 自転車置場等の盗難防止措置

自転車置場等はチェーン用バーラック、サイクルラックの設置等自転車又はオートバイの盗難防止に有効な措置が講じられていること。

ウ 自転車置場等の照明装置

人の行動を視認できる程度以上の照度(※注4)を確保すること。

⑧ 駐車場

ア 駐車場の配置

駐車場は、道路等、共用玄関又は居室の窓等からの見通しが確保された位置に配置すること。屋内に配置する場合には、構造上支障のない範囲において、外部から駐車場を見通すことが可能となるように開口部を確保すること。

イ 駐車場の照明装置

人の行動を視認できる程度以上の照度を確保すること。

⑨ 敷地内通路

ア 敷地内通路の配置

敷地内通路は、道路等、共用玄関又は居室の窓等からの見通しが確保された位置に配置すること。また、周辺環境、夜間等の時間帯による利用状況及び管理体制等を踏まえて、道路等、共用玄関、屋外駐車場等を結ぶ特定の通路に動線が集中するように配置すること。

イ 敷地内通路の照明装置

敷地内通路には人の行動を視認できる程度以上の照度の照明設備を設置すること。

⑩ 児童遊園、広場及び緑地等

ア 児童遊園、広場及び緑地等（以下「広場等」という。）の配置

広場等は、道路等、共用玄関又は居室の窓等からの見通しが確保された位置に配置すること。

イ 広場等の照明設備

広場等には照明設備を設置すること。

⑪ 塀、柵及び生垣等

塀、柵及び生垣等は、プライバシーの確保及び構造上支障のない範囲において、周囲からの見通しを妨げるものとならないよう配慮するとともに、侵入の足掛かりにならないように適切な場所へ配置すること。

⑫ 防犯カメラ

ア 防犯カメラによる防犯対策の補完

共同住宅の管理人の有無、監視体制等を考慮し、見通しの補完、犯意の抑制等の観点から防犯カメラを設置する場合、照度を確保した上で有効な位置、台数を検討し、適切に配置すること。

イ 個人のプライバシー保護に関する措置

防犯カメラを設置する場合には、個人のプライバシーの保護等に配慮し、防犯カメラの設置及び利用並びに画像の取扱いに関し適切な措置を講ずるものとする。

⑬ その他

ア 屋上

屋上は、出入口等に扉を設置し、屋上を常時居住者等に開放する場合を除き、当該扉は施錠可能なものとする。また、屋上がバルコニー等に近接する場所となる場合には、避難上支障のない範囲において、面格子又は柵の設置等バルコニー等への侵入防止に有効な措置を講ずること。

イ ゴミ置場

ゴミ置場は、道路等からの見通しが確保された位置とすること。

また、住棟と隔離されている場合は、住棟等への延焼のおそれのない位置に配置し、人の行動を視認できる程度以上の照度を確保すること。

ウ 集会所等

集会所等の共同施設は、周囲からの見通しが確保された位置とすること。

(2) 専用部分

① 住宅の玄関

ア 玄関扉

玄関扉はスチール製等の破壊が困難な材質とし、デッドボルト（かんぬき）が外部から見えない等のこじ開け防止に有効な構造とすること。

イ 玄関扉の錠

玄関扉の錠は、破壊が困難なものとすること。

また、ピッキング、サムターン回し及びカム送り等による開錠が困難な構造又は開錠を困難にする措置を講ずること。

なお、主錠の他に補助錠を設置すること。

ウ 玄関扉のドアスコープ、ドアチェーン等

住宅の玄関扉は、外部の様子を見通すことが可能なドアスコープ等を設置したものとするとともに、錠の機能を補完するドアチェーン等を設置すること。

また、玄関の外側との間で通話が可能な機能を有するインターホン等を設置すること。

② 窓

住宅の窓については、錠付クレセント、補助錠の設置等侵入防止に有効な措置をすること。

また法令等に支障のない範囲において、破壊が困難なガラスの使用、面格子や防犯フィルムの取付等侵入防止に有効な措置をすること。

③ バルコニー

ア バルコニーの配置

住宅のバルコニーは、縦樋、樹木、駐車場又は物置の屋根等を足場として侵入ができない位置に配置すること。やむを得ず縦樋等がバルコニーに接近する場合には、手すりを高くするなどのバルコニーへの侵入防止に有効な措置を講ずること。

イ バルコニーの手すり

住宅のバルコニーの手すりは、プライバシーの確保、転落防止及び構造上支障のない範囲において、見通しが確保された構造のものとする。

第3 住宅の管理上配慮すべき事項

1 設置物、設備等の維持管理

(1) 防犯設備の保守点検

オートロックシステム、インターホン、防犯灯等の防犯設備が適正に作動しているかなどの定期点検を実施すること。

(2) 死角となる物の除去

共同住宅において共用廊下、共用玄関等に物置、ロッカー等が置かれていることにより、死角となる箇所が発生している場合には、これらを撤去し見通しを確保すること。

(3) 植栽のせん定等

植栽は、定期的にせん定又は伐採を行い、繁茂により死角となる箇所の発生を防止すること。

(4) 屋外の設置物等の維持管理

屋外に設置された機器等は、侵入の足掛かりとならないように適切な場所に配置すること。

また、火災の原因となる段ボール紙等の燃えやすいものは敷地内に放置しないこと。

2 管理組合等による自主的な防犯体制の確立

(1) 管理組合等を中心とした自主防犯活動の推進

共同住宅の管理組合等を中心とした自主防犯活動を推進すること。

(2) 管轄警察署等との連携

防犯及び犯罪発生状況等の情報を有効に活用するため、必要に応じて管轄警察署等との連携に努めること。

(注1) いずれも住宅に侵入する手口であり、

「ピッキング」とは、特殊な工具等を用いてシリンダー部分を操作して開錠するもの。

「サムターン回し」とは、①ドアにはめられたガラスやドアスコープ、郵便受け、ドアノブなどを壊し、手や針金、特殊工具等を差し入れる②ドアの隙間から針金、特殊工具等を差し入れる等により、サムターン（錠を内側から開けるつまみ）を回して開錠するもの。

「カム送り」とは、特殊な工具を用いて錠シリンダーを迂回し、直接錠ケース内部に働きかけデッドボルト（かんぬき）を作動させて開錠するもの。

(注2) 「人の顔及び行動を識別できる程度以上の照度」とは、10メートル先の人の顔、行動が明確に識別でき、誰であるか分かる程度以上の照度をいい、平均水平面照度（床面又は地面における平均照度をいう。以下同じ。）が概ね20ルクス以上のものをいう。

(注3)「人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度」とは、10メートル先の人の顔、行動が明確に識別でき、誰であるか明確にわかる程度以上の照度をいい、平均水平面照度が概ね50ルクス以上のものをいう。

(注4)「人の行動を視認できる程度以上の照度」とは、4メートル先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度以上の照度をいい、平均水平面照度が概ね3ルクス以上のものをいう。

新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例(平成 17 年新潟県条例第 59 号)第 27 条第 2 項の規定に基づき、防犯カメラの設置及び利用に関する指針を次のように定める。

平成 18 年 4 月 12 日

新 潟 県 知 事 泉田 裕彦
新潟県公安委員会委員長 小林 宏一

防犯カメラの設置及び利用に関する指針

1 目的

この指針は、新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例（平成 17 年新潟県条例第 59 号）第 27 条第 2 項の規定に基づき、犯罪の防止を目的（副次的に犯罪の防止を目的とする場合を含む。）として設置及び利用する防犯カメラの適切な運用を図ることを目的とする。

2 基本的な考え方

- (1) 防犯カメラを設置し、または利用する者（以下「設置者」という。）は、防犯カメラの犯罪の防止への有用性と県民等の容ぼう・姿態をみだりに撮影されない自由の保護との調和を旨に、その設置及び利用に関し運用するものとする。
- (2) この指針は、社会状況等の変化を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

3 定義

- (1) 防犯カメラ

この指針は、次に掲げる公共の場所を撮影する防犯カメラを対象とする。

- ア 道路
- イ 公園
- ウ 広場
- エ 海岸
- オ 河川
- カ 鉄道の駅の自由通路

- (2) 画像

画像とは、防犯カメラにより撮影または記録されたものであって、それによって特定の個人を識別することができるものをいう。

4 管理体制

- (1) 管理責任者等の設置

設置者は、防犯カメラの管理及び利用を適切に行うため、防犯カメラの管理責任者を設置する。

- (2) 取扱者の指定

管理責任者は、防犯カメラ、モニター又は録画装置を設置する場合は、その機器の操作や画像の視聴を行う取扱者を指定し、指定された取扱者以外の操作を禁止するものと

する。

5 防犯カメラの適正な設置

(1) 設置の制限

設置者は、防犯カメラの設置及び運用に当たって、犯罪の防止効果を高めるとともに不必要な個人の画像の撮影を防ぐために、撮影範囲を必要最小限とする。

(2) 設置の明示

設置者は、防犯カメラの設置及び運用に当たって、設置区域の入口やその区域内の見やすい場所に、防犯カメラの設置者や設置していることを明示する措置を講ずるものとする。

6 画像の適正な取扱

(1) 秘密保持

設置者、管理責任者及び取扱者（以下「設置者等」という。）は、当該防犯カメラの画像から知り得た県民等の情報をみだりに他に漏らし、又は不当な目的のために使用しないものとし、設置者等でなくなった後においても同様とする。

(2) 画像の利用等の制限

設置者等は、次の場合を除くほか、画像を設置目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供しないものとする。

ア 画像から識別される特定の個人の同意がある場合

イ 県民等の生命、身体及び財産に対する差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合

ウ 法令に基づく手続により照会等を受けた場合

(3) 画像の適正管理

設置者等は、画像の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の画像の適正な管理のために次の点に留意し、必要な措置を講ずるものとする。

ア 画像を保存する場合には、当該画像を加工してはならない。

イ 画像の保存期間は、法令等に基づく手続により照会等を受けた場合を除き、原則として、最大１ヶ月以内の必要最小限の期間とする。

ウ 画像は、イに定める保存期間が終了した後、速やかに消去する。

エ 画像の記録された媒体は、防犯カメラの設置者等があらかじめ定めた防護された場所に保管する。

(4) 苦情等の処理

設置者等は、その取り扱う防犯カメラの設置等に関する苦情に適切かつ迅速な対応に努めるものとする。

(5) 管理・運用基準の作成

設置者は、当該防犯カメラの管理、運用等に関する基準を策定し、防犯カメラの設置及び利用が適正なものとなるよう努めるものとする。なお、設置者等が策定する防犯カメラの管理、運用等に関する基準に記載する必要がある事項を例示すると、次のとおりである。

ア 防犯カメラの設置目的に関すること

イ 防犯カメラの適正な設置に関すること

- ウ 防犯カメラの管理責任者その他の防犯カメラの運用に従事する者の指定に関する
こと
 - エ 画像の利用等の制限に関すること
 - オ 画像の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の画像の適正管理の措置に係る
次の事項に関すること
 - (ア) 画像の保存期間及び消去
 - (イ) 画像の記録された媒体の保管
 - カ 苦情処理に関すること
 - キ その他防犯カメラの設置、画像の取扱いを適正に行うために必要な事項
- (6) 取扱いの周知徹底
- 設置者は、管理責任者及び取扱者に対して、この指針及び自ら定める基準において、
画像の適正な取扱いについて、周知徹底を図るものとする。

7 その他

この指針で規定された以外の不特定多数の者が出入りする公が管理する公共施設に防
犯カメラを設置する場合においては、この指針の趣旨に則り、管理運用の基準等を策定す
るものとする。

民間の防犯カメラの設置及び利用に関する留意事項

1 策定の趣旨

新潟県では、犯罪のない安全で安心なまちづくり条例に基づいて、防犯カメラの設置及び利用に関する指針を策定しました。この指針は、道路、公園その他の不特定多数の者が出入りする主として公が管理する公共の場所に防犯カメラを設置する場合に、人権に配慮した取扱いの基準を示したものです。

そこで、民間が管理する施設に防犯カメラを設置する場合においても、その留意事項を作成し、防犯カメラを設置し、利用する皆様に活用いただくことにより、防犯カメラによる犯罪の防止とプライバシー保護の調和を図ることとしました。

2 留意事項の性格

民間においては、事業形態等が様々であり、それぞれの施設の特殊性に応じた防犯カメラの設置が考えられ、設備、維持経費、人員等にも違いがあります。

民間が防犯カメラを設置する場合は、当該施設の管理権限等の関係で指針と同様に一律の基準を示すことが難しい面があることから、「留意事項」を参考として、実情に応じて、適正な設置・運用に努めてもらうことが望まれます。

3 留意事項の内容

○ 防犯カメラとは

この留意事項の防犯カメラとは、民間が管理する不特定多数の者が出入する施設において、犯罪の防止を目的（犯罪の防止を副次的目的とする場合を含む。）として、継続的に設置しているカメラをいいます。

なお、ここでいう施設とは、例えば、金融機関の店舗、コンビニ、デパート、スポーツ・レジャー等の遊技施設及び駐車場等が挙げられます。

○ 防犯カメラで記録された画像

防犯カメラに記録された個人の画像は、個人情報であり、慎重な取扱いが求められます。

○ 責任者や操作担当者の指定

防犯カメラによって、個人を撮影することは、プライバシーに関わるものであることから、責任者や機器の操作担当者を定めるなど、適正な運用が必要です。

○ 防犯カメラの撮影範囲

防犯カメラの設置及び運用に当たっては、撮影範囲を必要最小限として、防犯上不要な個人の画像を撮影しないように配慮してください。

○ 防犯カメラの設置の明示

防犯カメラが設置されていることをわかりやすく表示することにより、防犯カメラによる犯罪の抑止効果が高まるとともに、被撮影者に撮影していることを知らせ、設置区域に入らないという選択の機会を与えることが適当です。

○ 画像の取扱い

防犯カメラの責任者や担当者は、画像や画像から知り得た情報をみだりに他人に漏ら

してはなりません。

○ 画像の管理

- ・ 保存期間を短くすることが、情報漏洩の防止につながります
- ・ 保存の必要のなくなった画像は、直ちに消去し、機器の取扱をあらかじめ確認して、確実に消去してください。
- ・ 画像の録画やモニター機器等がある部屋に部外者が入れないよう（又は見られないよう）にするなど、情報漏洩が起きないようにそれぞれの施設の状況に応じた対応が必要です。

○ 運用規程の作成等

防犯カメラの設置者は、この留意事項を参考にして、管理責任者や操作担当者等が適正な対応ができるように、具体的な配慮の必要事項の周知徹底を図るように努めてください。

